平成 30 年第 1 回定例会

文教厚生常任委員会会議録

平成 30 年 3 月 9 日

高　　森　　町　　議　　会

平成３０年第１回定例会文教厚生常任委員会記録

平成３０年３月９日

開会　午前９時５８分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○委員長（立山広滋君）　おはようございます。定足数に達しましたので、文教厚生常任委員会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○委員長（立山広滋君）　日程第１、本委員会に付託されました教育委員会事務局関連の案件について、審議いたします。

職員の方に申し上げます。発言する前に、所属と名前を言って発言してください。

また、予算関係においての説明は、ページの順を追って説明をしてください。

議案第２０号、平成２９年度高森町一般会計補正予算（第９号）についてを議題とします。

それでは、教育委員会事務局の説明を求めます。

どうぞ。

○教育委員会事務局長（東　幸祐君）　委員会事務局長　東でございます。

それでは、議案第２０号、平成２９年度高森町一般会計補正予算（第９号）の説明を学校教育課から順に、担当係長のほうから説明いたします。

○委員（佐伯金也君）　委員長いいですか。

○委員長（立山広滋君）　はい、どうぞ。

○委員（佐伯金也君）　説明がある前に、教育委員会のほうにお願いしたいんですが、委員さんたちの承認が得られれば調整による補正については省いていただいて、何らかの変更とか、新しいことができたとか、そういうことに対しての説明にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（立山広滋君）　ほかの委員さんどうですか。よろしいですか、それで。

［「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　じゃあお願いします。

○教育委員会事務局長（東　幸祐君）　そういう形で進めさせていただきます。変更点だけの説明であります。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○教育委員会事務局次長（後藤一寛君）　次長の後藤でございます。学校教育係長を

兼務しております。

それでは、補正の歳出のほうで３６ページ、３７ページをお開きいただけますか。全体的には、おっしゃるとおり減額ばっかりですので、３７ページの小学校費の学校施設管理費の中で修繕料をあげております。これにつきましては、御承知のとおり今シーズンは寒さが極めてひどかったので、それによりまして、中央小学校の体育館のほうに配管しております５０ミリのパイプ破れておりまして、それで急きょ、修繕費用を計上する形となりました。

それと、その下に中学校費の燃料費がございますが、これらも東が特に寒がひどかったり、燃料費が足りませんで、ここにあげております。全体的には、学校教育のほうからは以上でございます。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○社会教育係長（住吉勝徳君）　社会教育係の住吉です。

３８ページをお開きください。６項の社会教育費からありますが、これはすべて不用額が生じたため減額をさせていただいております。

以上です。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○学校給食係長（中川雄一朗君）　学校給食係　中川です。

３９ページをお開きください。

報酬と燃料等委託、これは不用額が生じたため減額をしております。

以上です。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○教育委員会事務局長（東　幸祐君）　今、給食費の従業員の報酬ですね、１８５万円減額しておりますが、今年は割と出る回数が減って超勤もありませんでしたので、これだけの減給になっております。今、中央小７名、東中４名、計１１名でやっています。

以上です。

○委員長（立山広滋君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありません。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第２０号、平成２９年度高森町一般会計補正予算（第９号）については、

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第２７号、平成３０年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

経常経費や及び継続充用についての説明は省き、新規事業や特に説明が必要と思われる事業のみの説明とします。

それでは、教育委員会事務局の説明を求めます。

どうぞ。

○教育委員会事務局長（東　幸祐君）　教育委員会事務局の東でございます。

それでは、平成３０年度高森町一般会計予算書について、学校教育課から順に説明をさせていただきます。

○社会教育係長（住吉勝徳君）　社会教育係　住吉です。

１７ページをお開きください。

一番下の９目教育費使用料ですが、ここは町民体育館と町民グラウンドと小中学校の体育館の使用料を計上させていただいております。

○委員長（立山広滋君）　はい。

○教育委員会事務局次長（後藤一寛君）　学校教育係　後藤でございます。

私のほうは、２０ページをお開きいただけますか。

一番下のところに教育費の国庫補助金があります。ここで私たちは、へき地の医療費、児童生徒の援助費として医療費の部分ですが、そこを例年どおり計上しております。

○社会教育係長（住吉勝徳君）　社会教育係の住吉です。

その下２１ページですが、地域学校協力活動推進事業ですが、これにつきましては、毎月実施しております「わくわく土曜塾」におけるコーディネーター等の経費を計上しております。補助率は３分の２です。

○教育委員会事務局次長（後藤一寛君）　学校教育係　後藤でございます。

続きまして、２６ページをお開きいただけますか。

一番下のところに教育費の県補助金がございます。これは、私の部分は「水俣に学ぶ肥後っ子教室」、これは水俣学習の分の補助金になります。これも例年は５万円程度でしたが、今回については、いろんなバスとかを使う経費も含めてくれるということで額が上がっております。

○社会教育係長（住吉勝徳君）　社会教育係　住吉です。

同じく９目の一番下ですね、熊本地震復興基金交付金は、地域コミュニティ修

復事業分を計上しております。

詳細は歳出にて説明させていただきます。

○教育委員会事務局次長（後藤一寛君）　学校教育係　後藤でございます。

続きまして、２８ページに中ほどの財産の運用収入分と売り払い収入分に、これも例年どおり計上させていただいております。

もう一つ、次が３１ページをお開きいただけますか。

諸収入、一番下の諸収入で奨学金の償還金でございますけれども、これについて２８０万円程度計上させていただいておりますが、これにつきましては、今、貸付を行っている方々が２２名いらっしゃいます、償還をされている方がですね。その分で今年２人が終わりますので、２４名になられます。

それでは、すみません。

次、歳出のほうをいきたいと思います。

歳出につきまして、１１０ページから教育費が始まります。１１０ページをお開きいただきますか。

１１０ページの教育委員会費、事務局費につきましては、例年どおりでございますけれども、事務局費におきましてＩＣＴ関連の予算をここにかなり入れていたんですが、平成２９年度までで事業が終わりましたので、後ほど出てきますけども、ＩＣＴの推進事業費として、そこにすべての費用を寄せまして、そこに計上させていただいております。

次に、１１２ページをお開きいただけますか。

スクールバスが４，４００万程度計上しておりますけれども、これは３年契約の２年目になります。それと１８の備品購入費になりますけれども、これはふるさと納税の活用事業としまして、高森中学校の木琴を導入することになっております。

続きまして、１１３ページの学校教育費になりますけれども、学校教育費の報酬の３番目に特別支援教育支援員ということで、ここを新たに計上させていただいております。この内訳としましては、３０年度に肢体不自由の子どもが入ってまいりますので、特別支援の担当の先生が１人で全介助となります。そこに、もしいろんな出張等が入った場合の補助がどうしても要りますので、その分で計上させていただいております。

それでは、１１３ページの一番下のコミュニティスクールの運営協議会費と、１１４ページの外国語教育強化拠点事業費、それと先ほど申しました７目のＩＣＴの活用の推進事業費、この３つの目が昨年度、平成２９年度で事業が終了しております。したがいまして、今年度から単独費の持ち出しでの予算計上となって

おります。例えば、ＩＣＴでいいますと、ＩＣＴは子どもたちのタブレットあたりが１，５００万程度毎年年間の経費としてかかります。それと先生たちのパソコンですね、それが４３０万程度かかります。最小限でもそれは必ずかかってまいりますので、大体年間的なランニングコストをトータルで考えて二千四、五百万はかかっている感じになっておりまして、それらを含めて、ここの中に計上をさせていただいております。コミュニティスクールと外国語につきましても、必要最小限度で事業をそのまま推進できる状況を踏まえて予算を計上させていただいております。

１１５ページ以降の小学校費、中学校費になりますけれども、小学校、中学校で共通して計上させていただいているのは、ふるさと納税を活用しまして、パソコン机、高森学習、「た・か・も・り」としたときに小グループをつくって学習をしますので、それがしやすくするための特殊な机がございます。それをふるさと納税のほうで各学校に入れることとしております。

それと東学園、義務教育学校でございますが、学校運営協議会におきまして校旗、刺しゅうのやつの校旗ですね、その校旗の分と緞帳（どんちょう）修繕として、それをあげさせていただいております。校旗のほうが１３０万、緞帳修繕が２７０万程度計上しております。

それと、もう一つ各学校に働き方改革の関係で、タイムレコーダー、私どもが今下げておりますこのカードです。これと同じもので、デジタルで管理ができるやつ、管理者がですね。それを計上させていただいております。

あとは小学校、中学校、準要保護の分を毎年計上しております。今年につきましては、小学校の段階で中央小が３６人、東が２人ということで予算を計上しておりまして、中学校のほうで高森中が８人、東のほうが２人、同じように計上させていただいております。

学校教育係のほうからは、以上でございます。

○社会教育係長（住吉勝徳君）　社会教育係の住吉です。

ページ１１５ページに戻っていただいてもよろしいでしょうか。

８目の教育費、熊本地震対策費の下で、地域コミュニティ修復事業補助金ということで、今回、下切権現堂の修復工事をあげております。２分の１の補助となっております。総事業費は１５７万６，０００円で、その半分の２分の１の事業となっております。

続きまして、１２４ページからお願いいたします。

１目、社会教育委員会費ですが、これは例年どおり計上させていただいておりますけれども、旅費が若干今回増額させていただいております。理由といたしま

して、社会教育委員の九州大会が今年８年ぶりに熊本県で開催されるということになっておりますので、その分の旅費を若干計上させていただいております。

続きまして、２目です。社会教育総務費の中で、すみません、１２５ページの負担金補助及び交付金で、今回公民館改修ということで、天神公民館と昭和公民館の改修を２本あげさせていただいております。

続きまして、３目文化財保護及び振興費です。これも例年どおりの計上なんですが、今回は９節の旅費等を増額させていただいております。理由といたしまして、平成３０年度から町史編さんを５年以内をめどに再編をするということでさせていただいておりますので、それに伴う費用弁償等を計上しております。文化財保護委員さんと地域の住民等の代表、大体１５名程度で構成をして、年６回程度会議を開催する予定となっております。

続きまして、１２６ページをお開きください。

４目地域改善対策事業費、１２７ページ、６目町民体育館等管理費につきましては、例年どおりの予算計上とさせていただいております。

続きまして、１２９ページをお開きください。１２９ページ、保健体育費の保健体育総務費です。これにつきましては、１の報酬で地域おこし協力隊の報酬をあげさせていただいております。これにつきましては、高ＳＰＯの地域おこし協力隊は、高ＳＰＯの運営とか、各種高ＳＰＯ教室の指導等、及び高ＳＰＯＮＰＯ法人化に向けた人材として１名地域おこし協力隊として募集をいたしております。そのための計上となっておりますので、４節の共済費及び１４節の使用料及び賃借料の住宅借上料と車両借上料の予算を計上させていただいております。

同じく１３節の委託費、これにつきましては、来年度高森町のスポーツ推進計画をつくりたいということで、業務委託費をあげております。小学校運動部活動が、平成３１年４月から完全移行、社会体育へ移行ということになっておりますので、その関係もありますが、今後地域の受け皿として高ＳＰＯが当然担っていかなければいけないのかなと思っておりますので、高森町のスポーツを見据えた将来５年間のスポーツ振興についての計画を今度作成する予定となっております。

続きまして、１３０ページをお開きください。１３０ページですが、一番上ですね、高ＳＰＯ事業補助金につきましては、例年より２００万ほど減額させていただいております。理由といたしましては、今までウォーキング大会を高ＳＰＯ主催で実施しておりましたが、観光的な面もありますので、今後は政策推進課の商工観光係が主体となって実行委員会を立ち上げてウォーキング大会をするということになっておりますので、その分の減額をさせていただいております。

その下のふるさと納税活用事業で、今回高ＳＰＯのふるさと納税ということで、

バトミントン、陸上、バスケット、硬式テニス、弓道ということでなっております。

社会教育課からは以上です。

○学校給食係長（中川雄一朗君）　学校給食係　中川です。

１３０ページをお開きください。１節の報酬についてですが、給食非常勤職員１９名分の報酬を計上しております。

４節共済費から９節旅費につきましては、前年どおりの予算計上であります。

続きまして、１１節需用費について説明します。消耗品費ですが、前年度より４２万円ほど減額しまして、１７４万５，０００円計上しております。

主な内訳は、中央小共同調理場と、東学園共同調理場の保存食代と、食器洗剤分の予算を計上しております。

続きまして、燃料費と光熱水費につきましては、例年どおりの予算計上であります。

続きまして、修繕料についてですが、前年度より１１０万ほど減額しまして、２１６万７，０００円計上しております。主な内訳としまして、昨年、中央小調理場が熊本県の衛生研究指導がありまして、指導により物資受け取り室の改善の指示を受けたことによります修繕を予算計上しております。

続きまして、賄い材料費についてです。例年どおりの予算計上であります。

続きまして、１３０ページから１３１ページをお開きください。

１２節役務費、１３節委託料、１４節使用料及び賃借料につきましては、例年どおりの予算計上であります。

続きまして、１８節備品購入費についてですが、前年度より２１５万円ほど減額しまして、５０万５，０００円計上しております。主な内訳は、中央小調理場、東学園調理場の洗濯機、移動シンクのほうにも予算計上しております。

以上です。

○教育委員会事務局次長（後藤一寛君）　学校教育係　後藤でございます。

すみません、１つ説明を漏らしておりますので、申し訳ございません。１１５ページをもう一度お願いいたします。

１１５ページの上のほうにございます熊本地震の災害対策費の中で、１９の負担金ですけれども、熊本地震の通学支援、これが今年度も従来あるであろう南鉄とＪＲですね、そのつないだ部分の従来と現在の比較ですね、その差額について支給をしていきますので、その分で３５０万程度計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君）　事務局長。

○教育委員会事務局長（東　幸祐君）　今のに関連して、これは全額補助対象になります。

以上です。

○委員長（立山広滋君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。どうぞ。

○委員（佐伯金也君）　社会教育指導員、これは毎年報酬費を出しておりますね。これは運動団体の運営の方が出られてやるんだけれども。月に７万円、ある程度パートの奥さんたちからすれば、ひと月の手取りの匹敵するわけなんですが、それも８時半ぐらいから４時ぐらいまで仕事をしたときの手取りに匹敵するわけなんですけれども、この方たちの出勤状況と活動の日報等の提出というのは、ちゃんと受けよるのか、そのあたりをちょっと報告していただきたいと思います。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○教育委員会事務局長（東　幸祐君）　東でございます。解放同盟の運動団体につきましては、毎月出ております。全日同のほうもですね、必ず１年間、半年に１回まとめて出ております。必ず週１は顔を出していただいて、報告も口頭でいただいております。

以上です。

○委員（佐伯金也君）　週１。

○教育委員会事務局長（東　幸祐君）　もう少しです。事業もですね、上在憩いの家ですね、いろいろやられておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○委員（佐伯金也君）　佐伯です。一般に社会教育委員もいらっしゃいますね。この方たちは年収なんです。年報酬です。ちょっと少ないような気がいたします。社会教育指導員が月報酬ということで、考えた時にね、やっぱり町内の方から社会教育指導員の存在感というか、存在意義について、非常に苦情が私のほうにきます。今言われた週に１回おいでになるとか、日報をまとめて出されるとかいうことなんだけれども、本来ならば、以前そういう問題があがった時には、前の時には月７万５，０００円だったかな、８万５，０００円ぐらいだったかな。その時に玄関のホールに花生けぐらいだった。「それが活動かい」という話をしたときに、それからは大体午前中ぐらいは、しばらくはおいでになっていたと思います。

しかしながら、それ以降について、また何かなあなあ的な活動になってしまいよるような気がするわけです。公民館活動もされておると言うけれども、これは通常の業務じゃなくて、運動団体の活動の一環なんですよ。社会教育指導員は社会教育指導員として、違うやっぱりポジションがあるし、違う内容だと思うんで

すが、その点についてね、やっぱり上在の中からも、そういう御意見が出てきます。それ以外に、また活動助成金も出てきているわけだし、７万円また月にやるということでね、でも姿が見えんて、「成果が見えん」と言われるわけです。相当厳しいかもしれんけれども、日報についてはね、やっぱり局長のほうが毎日確認するぐらいのつもりでないと、まとめてだったら日記帳を１週間まとめて、夏休みの日記帳と一緒よ、子どもたちがする。要するに夏休みが終わる頃になってから、まとめて親から話し聞いて書いてから出すのと一緒。だから、それはね、やっぱり大人としての当たり前のけじめはつけてもらわんと、私はいけないと思います。よろしく。

○教育委員会事務局長（東　幸祐君）　今、御指摘のとおり、正直感じておりますので、今後はですね、そういうふうにしていきたいと思います。

○委員（佐伯金也君）　よろしくお願いをいたします。

○委員長（立山広滋君）　よろしいですか、ほかはなかったですか。どうぞ。

○委員（興梠壽一君）　興梠です。

１１３ページの学校教育費で特別支援教育の補助員で１６０万ほど計上しております。この方の設備等はどうなっているのかですね、受け入れに対してのですね。東では備品購入で少し教室を分けるのか、分割用衝立が計上してありますけれども、この支援員に対しての設備等は、どうなっているのかですね。

それと、１３節の委託料の特別支援教育支援員の委託料２２０万計上してありますが、これとの違いを一つ一つ説明をお願いしたいと思います。

それともう一つは、先ほどチラッと働き方改革についての話がありましたが、何か具体的なことが進められているのか、あればちょっと説明していただきたいと思います。

○教育委員会事務局次長（後藤一寛君）　学校教育係　後藤でございます。

特別支援教育の関係の設備ということで、一つ御説明させていただきますと、１月の第１回目の臨時会の時に計上させていただいております。４月から入ってくるということですので、１３０万程度計上させていただいております。その中に、部屋をその人向けに改装する必要がございましたので、その改装分と、その他もろもろの備品だったり、そういったもので３月にはもう着工しております。設備については、大体そういう感じで段取りをしております。

先ほど委員さん言われましたように、東の衝立が出ておりますけれども、東のほうは逆に認められなかったもので、今度は教室を仕切るために衝立が必要ということで、それでまた今回は計上しておりますけれども、中央小の設備については、それと階段とかそういったものがいっぱい中央小ございますけれども、そこ

らあたりも学校と検討して、とりあえず階段とか、そういったものは教師だったり子どもたちあたりで、それで運ぶということで、話ができておりますので、目の前はいつも常駐する部屋、その環境を整えてくれということで、１月の臨時会の時にあげさせていただいております。

それと、支援員の報酬と委託料の違いにつきましては、基本的には報酬のほうは常雇（じょうこ）、常雇いというところで考えております。

委託料につきましては、この委託料のほうは時間当たり８５０円で、要するに学校のほうが要請される時間帯で出勤をしていただくという形になっております。原則的には、委託ですので資格持ちの方になります。

働き方改革でございますけれども、これにつきましては、今の時点で具体的にという部分は出てはいませんでした。要するに方針としては文書で説明はなされているんですが、その取り組みのまず１歩目としまして、タイムカードによって先生方の時間をしっかり把握するということが第一歩ということで、このタイムカードの導入を決めた次第です。

要するに、何でこのカード式がいいのかというと、後で管理するのが結局今はパソコンですから、パソコンの中に全部入り込むんですよ。先生方が後から一体的に管理ができるということで、多少金額は、昔のガチャっというタイムカード式ですれば高いですけど、そういったものを見越して導入をしようということで計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君）　本田委員。

○委員（本田生一君）　８番　本田です。

私、今日は勉強不足で、今のところは、よございますが、その下の目の４番の高校等進学振興費につきまして、負担金補助及び交付金というようなことで、高森高校の就学助成金と書いてございますけれども、このことにつきまして、私は中身を知りませんので、勉強不足で、その中身につきまして少しお聞かせ願いたい。

それと、先ほど政策推進課のほうで、高ＳＰＯのほうでウォーキング大会をやっておりましたけれども、今回減額されておりまして、政策推進課のほうでやられるというようなことで聞きました。大丈夫かみたいなことで、ちょっと私、質問しましたけれども、一応教育委員会のほうでも協力のほどをよろしくお願いをしておきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○教育委員会事務局次長（後藤一寛君）　学校教育係　後藤でございます。

４目の高校進学振興費でございますけれども、これにつきましては、基本的に

は高森高校に通われる方の入学金とか教科書代とか、そういった純粋に要するにその高校へ入学して勉強するために必要なものというのが大原則でございます。これは高校の後援会のほうに支給をしております。ですので、高校の後援会の事務をつかさどっている方がいらっしゃいますので、そちらのほうがすべてを網羅していらっしゃいます。

現段階で申しますと、ちょっと若干私たちからすると、高森高校を盛り上げるためにという部分で送ってはいるんですが、その使用方法とか、そういったものに、高校野球の応援のためのバス貸し切りとか、そういったものまで入っているのは現状としてはあります。果たして、この趣旨に沿うのかというのが議論がいるところではあったんですけど、といいますのも、結構うちが要綱というもので完全な明確化がしてないということもありまして、高校のほうも逐一こちらのほうに相談をしていただいて、そういう判断というかに至っているような次第でございます。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○教育委員会事務局長（東　幸祐君）　事務局長　東でございます。

ちょっと補足をしますと、いったん１００万円お支払いして、残金が出ましたら、また戻入するような形をとっております。やりぎりではなくてですね、使われた金額だけとなっております。

○委員（本田生一君）　今の説明では、後援会のほうに１００万円を渡されて、後援会の中で、その１００万の使い道については、使われておると。今、説明がございましたのは、高校の野球部等のバス等にも使われておると。

一応、高森高校は高森町の生徒たちが行っている学校ではありませんけれども、やはり高森町でありますので、今後の高校に少しでも、よそからも来てもらう、やっぱり高校のためになるならばいいと思いますけれども、結果的に１００万の中で、今、局長からお話がございました年間に１００万円あげとって余った分を返すと言われておりますけれども、返されておるわけですか。

○教育委員会事務局長（東　幸祐君）　残が残るじゃないですか。組織にありますので、残が残ったら返礼していただく。

○委員（佐伯金也君）　残る恐れがあるけんが野球の応援にバス代使うたりするわけよ。

○教育委員会事務局長（東　幸祐君）　そういうあれじゃないと思うんですが。ちなみに南阿蘇からもいただいております。

○教育委員会事務局次長（後藤一寛君）　ちなみに、平成２８年度の実績でいえば９６万程度使われております。例えば、そういう感じではあります。

○委員（本田生一君）　１００万じゃ足りないくらい使ってもらうとええかもしれんですね。

○委員長（立山広滋君）　はい、どうぞ。

○教育長（佐藤増夫君）　教育長の佐藤です。

高森高校の支援については、当初１２０万ということでスタートしております。その時は、今言いました入学金、それから教科書代ということと、当時高森駅等のボランティア、または祭りでのボランティア等々を高校生が非常に町に寄与してもらっていましたので、そういったボランティア活動をしっかり支援しようということで、そういういきさつで配分しています。

ただですね、高森高校の入学者数が途中で減りました。ですから、かなり予算的に少し大きすぎるんじゃないかということで、２０万減額したという経緯があります。

そして、今度は逆に少しずつ増えてきておりまして、高校もいろんな運営をするときに宿泊されているということで、昨年度から南阿蘇村は、はじめいろいろ働きかけはあったんですけれども、南阿蘇村からの支援はなかったんですが、昨年度から南阿蘇村も５０万予算化されてきておりまして、ですから南阿蘇村、高森町で支援しようというような一環として、この事業を進めてきているところです。

○委員長（立山広滋君）　ございませんか、どうぞ。

○委員（牛嶋津世志君）　１番、牛嶋です。

ＩＣＴを活用したインターン事業のガイドの件でちょっとお尋ねします。

これを全県下の学校に配置という新聞に出ておりましたが、これの部数と予算はどれから出してあるかをちょっと教えてください。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○審議員（古庄泰則君）　審議員　古庄でございます。

まず、部数ですけれども、これ２，０００部つくっております。そして、配布はもう既に県の教育委員会を通して県内の小中学校すべてに配布をいたしております。

さらに先日、東京の文部科学省のほうで、この成果報告会がありましたので、その際も参加者１６０名ぐらいだったんですが、そこにおいても配布をしております。全国津々浦々に、これは行き渡っておるというふうに思っております。

それから、費用ですけれども、これは国の文部科学省委託の人口減少社会におけるＩＣＴの活用うんぬんの事業でございますので、その事業費の中から印刷製本代ということで作成をしているところです。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君）　はい、どうぞ。

○教育長（佐藤増夫君）　教育長の佐藤です。

もう一つ付け加えさせていただきますと、「新教育プラン」という、この冊子をつくっておりますが、これも２，０００部印刷しております。非常に視察等々、また問い合わせもありますので、これにつきましては、やはり国の事業を首長部局との協働による新しい学校モデル推進事業という事業をいただいておりましたので、その事業費の中に成果報告という形で印刷しております。

○委員長（立山広滋君）　ほか、なかですか。どうぞ。

○委員（佐伯金也君）　佐伯です。

歳入のところで教職員住宅の収入があがっていますね。昨年の暮れだったかな、今年の１月か２月、住宅の方から私のほうに電話が入って、学校の先生が町営住宅のほうで酒飲みか何かしらんけども、ちょっと集まって、そこで泊まっていかれるという話を聞きました。状況的な詳細は私はよく分かりません。上在のほうにたまたま集会、初寄りがあって打ち合わせの話に行った時に、そこの中でも話が出たんですが、４回ほどそういう電話が入ったから見に行ったところが実際おられましたということで、そういうふうなことが、教職員住宅があるならあるで、そちらのほうでよかろうに、なんで町営住宅にわざわざ先生たちがいってというふうなことでありました。

建設課のほうの住宅係に問い合わせたところ、実際そういう事実はあったということです。教育委員会のほうにも、その旨については報告をいたしましたということなんですが、酒飲んだら無理して帰らんほうがいいし、車には乗らないほうがいいと思います。ですから、それはそれでいいんですが、個人の方が借りておられる町営住宅に、その方たちが、こぞって行かれて泊まられるということは、いいことなのか悪いことなのかということなんですが、その辺についての指導が、住宅利用、教職員住宅としてちゃんとした形であるならば、そちらのほうを使うべきであり、こっちの下の部屋にはないけどね、上のほうにしかないから仕方ないんだけども、しかしながら、それについては、やっぱり、そがんなれば教職員住宅、町内の教職員住宅も考えていかなければならないじゃないかなと思うんですが、そのあたり苦情が入ってきて、どのように対応されて、どのような指導をされたのかということをちょっとお聞かせをいただきたいなと思います。

いろいろと注目を受けておりますので、そういうことなんです。よろしくお願いします。

○教育委員会事務局長（東　幸祐君）　その件に関しまして、私のほうにも話しがあ

りました。今後は、そういう近隣の住民の方々に迷惑をかけないように指導はしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（本田生一君）　そこで集まられて、近隣に迷惑かなんかかけらしたわけ。

○教育委員会事務局長（東　幸祐君）　迷惑ではないんですけど。

○委員（本田生一君）　迷惑かけんなら、こっちまで言うちゃこんわね。

○教育委員会事務局長（東　幸祐君）　飲んで騒いで声が大きくなる。泊まるのは。ちょっとその辺はですね。

○委員（佐伯金也君）　飲めば声は大きくなるですよ。

建設課の住宅係のほうにも言っておきました。本来借り方がおかしい、もともとがですね。だから、これは教育委員会に私が今日言うことじゃないんだけども、ただね、そういうことに巻き込まれます。だから、十分ね、やっぱり気を付けて、お酒を飲まれるならば、飲まれたで結構ですし、教育長先生のところの宿にでも泊まるなり、東局長のところに行って一緒にね、３次会、４次会をされるなり、そうすれば心置きなく飲めるし、騒いでも大丈夫でしょうから、それを壁一枚で隔たった、やっぱり町営住宅の中でするから、そういう問題が発生するわけですよね。それだけならいいけれども、じゃあ借り方はどうなっとるのか、本来誰が借りているのかという話も、だから騒ぎが大きくなります。ですから教職員の方たちには、その辺については、十分やっぱり考えていただいて、教育長先生のほうからも指導をしていただかんと、やっぱりちょっとですね、大変なことになったときには教育委員会も巻き込まれますので、よろしくお願いします。

○委員長（立山広滋君）　ほか、なかったですか。

はい、どうぞ。

○教育長（佐藤増夫君）　教育長の佐藤です。

先ほどの働き方改革ということで、ちょっと少し話しさせてください。

今、非常に学校の教職員の働き方改革ということで、問題になっておりますが、今回タイムカードということで、取り組んでいこうと考えています。

それで、高森の場合の状況をお話しますと、大体８０時間を超えれば黄信号、１００時間を超えれば産業医の面接ということで、どうしてもやはり１００時間を超える先生たちが出てくるんです。町内でも１００時間を超える場合は出てきます。一番多いのは高森中です。そして、時期的には６月、中体連の前、ですから土日の部活動あたりも、そういった時間帯に含まれてきますので、かなり時間が増えてきているという実情がございます。

ですから、毎月各学校から、その時間数は個人のデータを取って校長を通して指導はしているところですけれども、なかなか難しいというのが現状です。です

から、先ほど言いましたように、しっかりした記録を残していこうということと。

それからもう一つは、大変ありがたいことにＩＣＴは授業だけでなく、校務改善というところも使わせていただけますので、今年、中央小学校が全国の先進校指定ということで賞をもらいましたけれども、それは公務改革ということで、ＩＣＴを使うことによって校務の時間が削減してきているというデータ等を出して、評価をさせていただいたという経緯がありますが、今回そういったタイムカードを通しながら、そこらあたりも状況を見ながら改善する方向に進んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○委員（佐伯金也君）　今、働き方改革の中で勤務時間が、超過時間が増えてきているのが中学校というようなことで、小学校のほうも徐々に増えてきていると思います。部活動も一つは原因なんですが、小学校は、小学校の部活については以前から言っていたんですね。熊本県内だけなんですよね、小学校の部活動でやっているのは、あとはクラブチームとか、スポーツのいろいろな指導する会社があって、そこからインストラクターを派遣して、子どもたちのスポーツの指導をされているんですね。

ですから、うちの次男坊あたりも、岡山でやっていた時に、「熊本県の部活動指導は古いばい」という話を聞いておりましたから、そういう話をやっていたんですが、なかなか変わりませんね。時間がかかります。ですから、やっぱりやる時にはね、いろいろ考えんで一気に、やるならやったほういいと思う。働き方改革で、今度タイムカードをつくってされるということなんですが、その中で分析してということになると、またそれですぐ２年、３年かかるんですよ。やるならやるようにね、パッとやっていかんと、とてもじゃないけれども、厳しいものがあると思います。

それと、働き方改革の中で部活だけが問題じゃないんですが、ＩＣＴも問題なんですよね。教育長先生が一生懸命やられて進められた結果、やっぱり日本国内において先進校ということで位置づけされて、各学校から研修視察に来られますし、勉強会もあるようです。その都度、やっぱり先生たちは授業に時間をとられるわけですね。授業を見せるのは見せるんだけども、やっぱりそれだけじゃないんですね。やっぱり取られるんですよ。そうしてくると、子どもたちに宿題の量が半端じゃないという声を保護者の中から聞きます。ですから、やっぱりそこあたりもね、ある程度調整せんと、向こうから希望があったのを、はいどうぞ、向こうから要請あがったのを、はいどうぞて全部受けてたら、おそらく学校の先生たちの時間というのは、おそらくどんどんどんどん延びてきて、学校にいる時間

が延びてきて改善はできないと思いますから、そこあたりは、やっぱり県内でも、人吉にもあったですね、ＩＣＴしているところが。

○教育長（佐藤増夫君）　もう全県下的に動き出してきています。

○委員（佐伯金也君）　動き出して、一緒に同じぐらい。山江かな。そこあたりとも連携しながらね、やっぱりうちは、こういう行事が今入ってるから山江のほうはどうですかとか、そういうふうなことをやっていかんと、全部どうぞて言うとったら、やっぱり学校の先生たちと働き方改革というとにも部活だけじゃない、やっぱりそれは出てくると思いますから、そういう声があがっておりました。宿題が多いて。そういうことですので、よろしく。

○委員長（立山広滋君）　はい、どうぞ。

○教育長（佐藤増夫君）　教育長の佐藤です。

今言われたことについては、重々私たちも考えていかなきゃなりませんが、視察者数がかなり多くなってきていますが、その視察者数の中で教育委員会事務局で受けるところは教育委員会事務局で受けております。だから、数がすべて学校にいくということではございませんので、今言われたことも含めて、特に行政とか来られた方たちとか、議会の方とか、そういうときには、ここだけでしているということですので、今のことも含めながら対応していきたいと思っています。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○社会教育係長（住吉勝徳君）　社会教育係の住吉です。

部活につきましては、今、中央小学校がバスケ部とソフトボール部が残ってますが、これにつきましても今度の６月で完全移行ということで、今話が進んでおりますので、その辺を御連絡しておきます。

以上です。

○委員長（立山広滋君）　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第２７号、平成３０年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、教育委員会事務局に関連する付託案件については終了いたしました。

お疲れさまでした。

－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時５０分

再開　午前１１時００分

－－－－－－－○－－－－－－－－

○委員長（立山広滋君）　休憩前に引き続き再開いたします。

本委員会に付託されました住民福祉課関連の案件について、審議いたします。

職員の方に申し上げます。発言する前に、所属と名前を言って発言してください。

また、予算関係においての説明は、ページの順を追って説明をしてください。

それでは、議案第２０号、平成２９年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

それでは、住民福祉課の説明を求めます。どうぞ。

○住民福祉課長（佐伯　実君）　住民福祉課長　佐伯でございます。本日は大変お疲れさまでございます。

案件につきましては、補正と３０年度の当初の予算ということでですね、お願いをしている部分でございますが、本来なら歳入のほうから御説明するところでございますが、歳出の中で、その補助金の率とか主だったものを流れていったほうがいいのかなというふうに考えておりますので、主だったものと、新しい新規の事業等々について御説明をさせていただいて、その後、御質問をいただける体制で進めていただくようにお願いできますでしょうか。

○委員長（立山広滋君）　それでよろしいですか。

［「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり］

○住民福祉課長（佐伯　実君）　どうぞ、よろしくお願いします。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○住民福祉課長補佐（高崎康誌君）　課長補佐　高崎です。

すみません、歳入のほうが１カ所ちょっと。２７ページをお願いします。補正予算です。

民生費、熊本地震災害対策費なんですが、それにつきまして、昨年度２，０００万ほど避難所にかかる経費としていただいておりますが、それについて内閣府の精査がありまして、これは交付対象とならないということで、備品を換金処分しました分を差し引いたなどで９万円ほど償還金が発生しましたので、この分を計上させていただいております。

○住民福祉課長補佐（高崎康誌君）　すみません、歳出です。２７。

すみません、失礼しました。

○住民福祉課長（佐伯　実君）　佐伯でございます。

今ので補足したいと思うんですけど、実は無線機のほうですね、当初いろいろ災害の場合によってですね、連絡等のための無線機を購入しましたのが、これは該当しないということで、その分については売却して戻してくださいという部分で、９万円の償還金利子及び割引料に計上をさせていただいておるものです。よろしくお願いします。

○住民係長（緒方久哉君）　住民係　緒方です。

２３ページをお開けください。款２の総務費、項３戸籍住民基本台帳費のうち、９の旅費と１１の需用費について減額補正しております。こちらにつきましては、九州連合の戸籍連合がございますけれども、その管内研修等が天候等の都合により行けなくなりましたので、それに伴う旅費の減額、または食料費の減額となっております。

以上です。

○福祉係長（眞原友紀君）　福祉係　眞原です。

２６ページのほうをお開きください。課長が申しましたとおり主なもののみ説明させていただきます。

負担金補助及び交付金の高森町社会福祉協議会の運営助成金が３７９万６，０００円減額となっておりますけれども、これにつきましては、１名退職がございましたので、その分の人件費が主な減額のものとなっております。

続きまして、同じ２６ページの障害福祉費の扶助費、障害福祉サービス費、今回５００万円増額の補正をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、障害福祉サービス施設入所者、グループホーム入所者の増に伴いまして、今回５００万円の増額補正をさせていただいております。

それから、２７ページの児童福祉施設費の委託料、高森保育園の実施委託料ということで、５９２万４，０００円増額をさせていただいております。これにつきましては、１２月から途中、４名ほど途中入所がございましたので、その分の不足分の増額をさせていただいております。

２８ページ、扶助費、認定こども園高森幼稚園の施設型給付費ということで、２２７万７，０００円増額補正させていただいておりますけれども、これにつきましては、処遇改善の加算２ということで、研修等を幼稚園の先生が専門研修とかを受けられることによりまして、給料のほうが改善されるということで、その研修を受けられるよって処遇改善の加算が付きますので、その分の増額の分を付け

させていただいております。

そのほかにつきましては、最終補正によります調整となっております。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第２０号、平成２９年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第２７号、平成３０年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

経常経費及び継続事業についての説明は省き、新規事業や特に施設名が必要と思われる事業のみの説明といたします。

それでは、住民福祉課の説明を求めます。

○住民係長（緒方久哉君）　住民係　緒方です。

５５ページをお開けください。住民係におきましては、歳入歳出ともにほぼ例年どおりですので、重要な点を２点だけ説明させていただきます。

まず、１１需用費のうち修繕料です。こちらは概要書の別紙にもございましたけれども、概要書別紙２４ページ、こちらにつきましては、現在こちらに印してあるとおり、プライバシーの保護、またはセキュリティの観点からカウンターの現在何もない状態で対応にあたっておりますので、パーティション、今の木材の材質と同じパーティションを１２カ所、住民福祉課、健康推進課、税務課の一部について設置する計画を立てております。

機密性の高い相談事例とか扱う箇所になりますけれども、特に今はマイナンバー、個人番号が今、事務的に取り扱いが増えておりまして、それを取り扱うセクションとなっております。

続きまして、同じく委託料、１３委託料の改元対応になります。こちらは今報道等なされておりますけれども、来年の２月に改元の発表が予定されております。それに伴いまして、来年度の４月３０日をもって新しい改元移行へと移る必要が

ございますので、それに伴う事前調整が改元発表以後すぐに必要となりますので、当該年度の経費の計上となっております。

以上です。

○住民福祉課長補佐（高崎康誌君）　課長補佐の高崎です。

６２ページをお開きください。社会福祉総務費の１８節備品購入費です。ふるさと納税活用事業としまして、高齢者用の低い椅子を各公民館等にですね、町長の高齢者福祉施策の一環として椅子を配布したいということで、今回各駐在員さんに要望調査をした結果ですね、７６７脚分を購入して配布したいということで、今回計上させていただいております。

また、次に同じく社会福祉の一環ということで、社会福祉協議会から今使っていますマイクロバスなんですが、それにつきまして、もうだいぶ古くなっておりますので、買い換えたいという要望がありましたので、これについて、今回計上させていただいております。

以上です。

○福祉係長（眞原友紀君）　福祉係　眞原です。

今の件につきまして、１件訂正をさせていただきます。マイクロバスではなくて、１０人乗りワゴンの買い換えとなっております。申し訳ございません。

続きまして、６９ページのほうをお開きください。

これの児童福祉総務費の中の負担金補助及び交付金の中で、これは概要書の別紙３ページのほうにもございますけれども、結婚の新生活支援事業補助金といたしまして、１５０万円計上させていただいております。

これにつきましては、結婚時の経済的負担を軽減するために新婚世帯を対象に家賃、敷金、礼金、共益費、それから引っ越し費用などを助成するものでございまして、１世帯当たり３０万円が上限となっております。これにつきましては、県補助が２分の１、町の持ち出しが２分の１ということで、計上させていただいております。

それから、続きまして、７１ページのほうをお開きください。

これも負担金補助及び交付金でございますが、認定こども園の施設整備交付金、それから保育所等整備交付金ということで、高森幼稚園のほうなんですけれども、幼稚園のあそこが、なぜ２段かといいますと、教育認定の部分、それから保育認定の部分ということで、補助金が２つに分かれておりまして、幼稚園認定の分が認定こども園の施設整備交付金、保育園の部分の分が保育所等整備交付金ということで、歳入のほうも組んでございます。これは幼稚園の床、壁、天井、それから外壁の補修等の施設整備をされるということで、耐震化の整備もあわせて実施

されるということで、事業費につきましては、３，１５０万円程度となっております。国の補助金が２分の１、町の補助金が４分の１、事業者負担が４分の１ということで、今回計上させていただいております。

住民福祉課の部分につきましては、以上でございます。

○住民福祉課長（佐伯　実君）　課長の佐伯でございます。

本日各保育園の園長が保育のほうをやっておりまして、保育費のほうについて、私から説明をさせていただきたいと思います。

お手元のページの７２ページ、備品購入費でございます。両園とも３０万２，０００円、ふるさと納税事業を活用した部分でですね、今回あげさせていただいておりますが、いろいろな式典、卒園式、入園式で使います演台が不足しておりまして、今までオルガンの上でいろいろな式典をやっていたということで、演台を新しく購入いたします。

それと絵本と絵本の棚について、それぞれ購入する予定でございます。これは東保育園につきましても同様の措置をとりたいというふうに思っております。

保育園費につきましては、以上でございます。

○委員長（立山広滋君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。どうぞ。

○委員（牛嶋津世志君）　１番、牛嶋です。

先ほどの受付の住民カウンターのパーティションの大きさはどの程度が教えてください。

それと、車の１０人乗りから１４人乗りになるということは、これは免許はどんなだったかな、普通の免許で乗れるようにしてあるのか、ちょっとそこら辺の確認をお願いします。

○住民係長（緒方久哉君）　住民係　緒方です。

カウンターの改修につきましては、手元が見えない程度、５０掛ける５０ですね。あまり大きすぎますと圧迫感がありますので、あまり目立たないというか、邪魔にならない程度のパーティションを予定しています。

○住民福祉課長（佐伯　実君）　住民福祉課長の佐伯でございます。

先ほど車の購入につきまして、普通免許で乗れますのは９人乗りまで。ということで、それ以降については、中型免許が必要になってまいります。なぜ小型から中型になったのかといいますと、外出支援でいつも利用されている方が１０人から９人、１２人とかになって２台出す部分があっとですよ、その時に職員が２人出ていってせなんということで、今回小型車から大型車にして１回で済むようにということで、この大型マイクロバス１４人乗りを購入したわけです。その免

許につきましては、社会福祉協議会の職員が中型、もしくは大型免許を持っておられますので、その方で御対応していただくというふうに考えまして、この１４人乗りというのを今回購入予定としております。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○委員（牛嶋津世志君）　今まで１０人乗りだったら、役場も使うとでしょう、確か。役場は使える職員というのは、限られてくると思う、そのあたりはどぎゃんふうに考えてありますか。

○住民福祉課長（佐伯　実君）　ほぼですね、中型、大型というのは職員が持ちませんので、その部分については、うちのほうで依頼したりして、職員で持っている人に依頼してとか、そういった形で今も対応しております。

○委員長（立山広滋君）　ほかにございませんか。どうぞ。

○委員（興梠壽一君）　興梠です。

６９ページ、新婚生活支援事業補助金１５０万ですね。この事業の目的と、新婚時の経済的負担を軽減ということですが、普通だったら移住定住のために市外から来られた方に対して、補助とかいろいろなことがあると思いますけれども、これは高森管内の方が結婚されたときに限るということで、理解していいですか。

○福祉係長（眞原友紀君）　福祉係　眞原です。

これにつきましては、まず国の地域少子化対策の重点推進交付金の中の一環のメニューということになっております。

うちのほうは、今出産祝い金もございますけれども、基本的にどちらかが高森町にもともと定住をしていらっしゃって、そこで新しく結婚をされて、新居等を借りられる際にというところを想定して、今回の補助金という形で支出しようというふうに考えております。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○委員（興梠壽一君）　興梠です。

他の町村で、こういう支援事業をやっている例がありますか。

○福祉係長（眞原友紀君）　福祉係　眞原です。

県内では荒尾市、玉名市が平成２９年度の１２月ぐらいから始めてらっしゃって、実績については、ちょっとまだ確認はしておりませんけれども、これは国の交付金ということもございまして、今回うちのほうも手を挙げたような形でございます。うちのほかに３、４市町村ぐらい平成３０年度から実施要望調査で手を挙げていらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君）　はい、どうぞ。

○委員（本田生一君）　８番、本田です。

今のことについて関連ですが、これは１５０万でしょう、先ほどの説明の中では１人当たり大体３０万ぐらいというような話があったじゃないですか、これ５組ぐらいしかできんわね、５×３＝１５で。５組以上あったらどうなりますか。

○福祉係長（眞原友紀君）　福祉係　眞原です。

これは所得制限もございまして、お二人の世帯所得３４０万円未満の新婚世帯というのが補助の対象となっております。

今、本田委員から御質問ございましたとおり、５件上回りましたら補正予算のほうでまたお願いするような形になるかとは思います。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君）　よろしいですか。

○委員（本田生一君）　はい、いいです。

○委員長（立山広滋君）　ほか、ございませんか。

はい、どうぞ。

○委員（佐伯金也君）　今度カウンターを扱われるということなんですが、カウンターを扱うのはいいんだけども、これ課長のほうにお願いだと思うんですが、町内のお年寄りの方たちからの御意見なんですが、非常に若い職員が増えてらっしゃいます。役場職員同士の交流は十分あってるから、にこやかに職場内でもいくと思うんですが、町内の住民の方がおいでになったときに、やっぱり下を向く職員の方をよく見受けるということであります。ここにいるみんなは、もともと高森出身ですから、大体一度ぐらい顔を見た町民の方たちということになればね、やっぱり御挨拶もされると思いますし、言葉も交わされる機会があると思うんですが、なかなかそこあたりが、やっぱり町外の新しい職員の方たち、顔と名前が一致しない、そうなってくると、やっぱり不安があって下を向いてしまったり、向こうから何か問いかけがないかと、なかなか自分のほうから言葉を発するということが少ないみたいです。こういうふうにカウンターを扱っていくのはいいんですが、やっぱり役場に入ってきた時に、職員のみんながね、僕が入って入った時なんかは、みんな気持ちよく挨拶していただけますから、いつもこんなことだろうと思うんですが、町内の住民の方がおいでになった時に、やっぱり職員の方たちが一番先にみられるんだけれども、つい目線が合った時に下をうつむいてしまったりする職員がいるそうです。ですから、やっぱり極力そのあたりについての職員教育を今後はやっていただくようにお願いをしたいなと思っております。

入ってすぐのところが、佐伯課長のところですからね、やっぱり入ってすぐが気持ちがよければ、奥のほうにいっても気持ちがいいと思います。ですから、入

ってすぐのところが、いつも気持ちいい状態で住民の方を受け入れていただけるような空気をつくっていただけるように職員教育のほうをお願いしたいなと思います。

ほか、予算については、必要予算でありますので、十分使っていく分については、気を付けて使っていただいてということで、意見はございませんけれども、ただ職員教育のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（立山広滋君）　ほか、はい、どうぞ。

○委員（興梠壽一君）　すみません、もう１件、興梠です。

高齢者にやさしいまちづくりの備品購入についてですね、以前１回支給されているか、これ２回目なんですかね。

それと、もう一つ、この７６７脚を購入して各地区に貸し出すと書いてありますが、これはその地区にあげるのではなくて、貸す、そうですか。後から回収される。

○委員長（立山広滋君）　はい、どうぞ。

○住民福祉課長（佐伯　実君）　課長、佐伯でございます。

興梠委員さんから御指摘のとおり、平成２９年度に１００脚を購入しておりまして、現在サロン事業が非常に活発なところに、それぞれ２０脚ずつお配りしました。その結果、各駐在員さんから要望等々も聞きまして、実は全駐在員さんに要望調査をしたんですよね、７６７脚の御注文といった御依頼がございまして、各何脚、何脚ということで、その部分については、貸し出すという形ではございますが、うちのほうでストックさせておくと本当ねまりますので、各駐在区の例えば公民館等々に置かせていただいてということで、形は貸し出しということになっておりますが、その施設について、どうぞ御利用していただきたいという形で計上させていただいたかたちでございます。よろしくお願いします。

○委員（興梠壽一君）　町の備品ということではあるんですね。

○委員（佐伯金也君）　それのほうがいいよね。村山の公民館は、かなり倉庫が広いですね。ああいうところは、５０でも１００でもストックはできるんですよ、ただね、そんなには使わない。そうしたときに、じゃあ上在の公民館は、倉庫が広いかといわれたときに、そこまではないわけですね。じゃあ上在でするときに個数が足りないから村山から持ってくるといったときに、いちいち村山の区長さんあたりにお諮りするよりも、貸し出しだったら町が承認していただいておるならば、公民館間の移動が自由にできるわけだから、だから貸し出しのほうがやっぱりいいと私は思いますので、いい案だと思います。

○委員長（立山広滋君）　ほかは、なかですか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第２７号、平成３０年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、住民福祉課に関連する付託案件については終了いたしました。

お疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時２６分

再開　午前１１時３５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○委員長（立山広滋君）　委員会を再開いたします。

日程第１、本委員会に付託されました案件について、承認いたします。

健康推進課関連の議案第１１号、高森町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言する前に所属と名前を言って発言してください。

それでは、健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

はじめの提案のときにも説明しましたけれども、今回については、担当係長に説明させていただきます。

○介護保険係長（二子石　誠君）　介護保険係　二子石です。

議案第１１号の高森町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明させていただきます。

今回のこの条例の制定につきましては、本会議中、課長のほうからも説明がありましたとおり、指定居宅介護支援事業所の指定及び指導、監督権限が都道府県から市町村に平成３０年４月１日から移譲されることに伴いまして制定するものでございます。

この条例の中身につきましては、国の基準に基づいてつくっておりますが、これは本会議でも課長から説明がありました３２条の記録の整備について、国の基

準では記録は２年間の保存ということでしたが、ここを５年間というふうにしております。

あとはですね、第３条関係と第３３条の関係で国の基準には、ちょっと載っておりませんが、暴力団員等の排除についてを明記しております。

それと、この基準については、平成３０年３月末までは県のほうが権限を持っておりますので、県のほうの条例にも合わせているような状況ではございますが、今回４月１日からですね、中身については、ほとんど変わってないんですが、１点だけ管理者、第６条の管理者のところなんですが、管理者の基準が今度から厳しくなっております。今までは介護支援専門員ですね、ケアマネジャーだったら管理者になれたというだったんですが、今回から介護支援専門員の一つ上の主任介護支援専門員でないと駄目ということなんですが、これには経過措置がありまして、一番最後に平成３３年３月３１日までについては、管理者は介護支援専門員でもいいというふうにしております。

説明を終わります。

○委員長（立山広滋君）　はい、ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員（本田生一君）　本田ですが、主任介護支援専門員を平成３３年まではこのままでいいけれども、平成３３年後は置かないといけないという話をしたたいね、それは難しいわけ、その専門員は。

○介護保険係長（二子石　誠君）　介護保険係　二子石です。

はい、そうですね。試験と研修とか、いろいろ要件が主任介護支援専門員になるためには要件がありますので、その要件をクリアしないとなれませんので、やはり、今町内には居宅介護支援事業所が６事業所ありますが、その中で主任ケアマネがおられるところが、今２事業所しかなかったと思います。

あとは普通のですので、ほかのところは平成３３年以降もする場合は、主任ケアマネの資格を取らないとできないというふうに、ちょっと基準がやはり厳しくなっております。

○委員長（立山広滋君）　よろしいですか。

○委員（本田生一君）　はい、いいですね。

○委員長（立山広滋君）　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第１１号、高森町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第１６号、高森町国民健康保険条例及び高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

議案第１６号につきましても、担当係長に説明させたいと思います。よろしくお願いします。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　国民健康保険係長　津留です。

議案第１６号について、御説明させていただきます。

高森町国民健康保険条例等の一部改正ということで、二つの条例の改正をこの中でうたっております。

一つは、高森町国民健康保険条例、もう一つは、高森町国民健康保険税条例となります。

まず、国民健康保険税条例の内容から御説明させていただきます。

新旧対照表が分かりやすいので、こちらで説明させていただきます。

まず、国民健康保険税条例改正後ですが、まず目次の中に第１章、「国民健康保険」という後に「の事務」というのが記載を追加されております。２章に「国民健康保険運営協議会」という名称が、「高森町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」という名称に変更しております。第３章が削除されていたものが、「被保険者」というものが追加されております。

第１条では、国民健康保険の運営責任が県に移行することに伴いまして、町の国保運営協議会の性質が少し、若干変わりますので、名称と内容が変わった部分を改正しております。今までは町が運営主体でしたので、町の協議会ということで、町に関することだけを協議していたんですが、今後は県が運営の責任主体になりますので、それについての町はどうですかというような協議をする場というふうに少し性質が変わります。それに伴う改正となっております。

第３章、被保険者が第４条として追加しております。これは同じく県の運営責

任移行に伴いまして、県下の条例を統一するという県からの指導がございまして、高森町では、この第４条、「被保険者としない」という部分が削除されておりましたので、県下統一ということで新たに改正するものです。

健康保険条例につきましては、以上です。

続きまして、保険税条例のほうの説明に移らさせていただきます。

こちらも同じく県に移行に伴う改正でございまして、これは課税額という第２条を全文改正となっておりますが、内容としては今までと同じです。税金として納めていただくという部分に対して、その納めていただいた税金を何に使いますかという内容の若干の変更があります。今までは町の国保事業として、町の国保に充てるというようなことで、町が直接支払う、そういう保険医療機関、社会保険診療基金に直接支払うということでしたが、来年度からはその間に県が入りますので、町が納めた税金を県に納めますと、県に納付するお金ですという内容の変更をこの改正でしております。

○委員長（立山広滋君）　はい、どうぞ。

○委員（佐伯金也君）　結果的には、今までは町の中で運営と事務をやっていたのをあくまでも運営は県のほうがやるんですよと、事務方のほうを町のほうでしてくださいと、決定されるのは県のほうでされるから、決定されたことに対して事務手続きをこちらのほうでしてくださいということで分業だと捉えていいんですね。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　はい、そのとおりです。

○委員（佐伯金也君）　一応そういうことでありますので、事前にも全協でも話があっておりましたので、この点について、ほかの委員さんからも質問はそうあっておりませんでしたからね、これはもう全県的な流れで新聞にも出ておりましたので紹介しておきます。

以上です。

○委員長（立山広滋君）　よろしいですか。

［「はい」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第１６号、高森町国民健康保険条例及び高森町国民健康保険税条例の一部

改正については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第１７号、高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

議案第１７号につきましても、担当係長より説明させていただきます。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　国民健康保険係長　津留です。

議案第１７号、高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正の説明をさせていただきます。

こちらの改正も先ほどと同じく、県に移行するというような中身も受けまして、後期高齢者が今まで住所地特例という考え方がありませんでした。しかしながら、それではもともとの住所地のですね、引っ越し先の住所地の負担が増えてしまうということで、国保制度と同じように前住所地での保険者となるという住所地特例を後期高齢医療のほうでも適用するという条例の改正となっております。

こちらにつきましては、以上になります。

○委員長（立山広滋君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。どうぞ。

○委員（佐伯金也君）　佐伯です。

今、係長のほうから説明のありましたことについて、流れ的には国民健康保険と同じような管理運営になってくると思います。

要するに、後期高齢者の医療が前住所地ですね、高森町については、老後を高森町でゆっくりと過ごしたいという方が多数いらっしゃいます。そういう中において通常健康な時の社会保険、国民健康保険については、前住所地で納められておったんですが、退職後に高齢者になってこちらのほうで病院にかかられることが多くなってくると、やはりこういうふうな田舎では、この持ち出し等が出てくると思いますので、そういうふうなことであったと思います。この改正によって、そういうことがある程度緩和されてくるのかどうかは、係長のほうから何か、よろしくお願いいたします。

○委員長（立山広滋君）　はい、どうぞ。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　国民健康保険係長　津留です。

この改正によりまして、住所地特例ということで、すみません、先ほどちょっ

と説明の中で一つ漏れがございまして、施設入所というようなことに限るということで、高森町のそういう老人ホームだとか、そういう施設に入所された場合に前住所地が面倒をみるということですので、元気のある健康な方は住所地特例にはならずに、施設から施設に移ってきたとか、そのケースですね。施設から施設に移ってきたというケースに限り、これが適用になります。

なので、よその施設から高森町の施設に入られたというような場合には、これが適用になります。なので施設入所の方というのは、医療も結構な額を使われますので、その分については、今までよりも負担は減るということになります。

以上です。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○委員（佐伯金也君）　佐伯です。

昔ありましたね、老人ホーム、特老に入る際に住民票を高森町に移されるということが多くありましたが、それも法律の改正等で住居地は前の住居のままでということが認められております。

今度の後期高齢者医療についても、やはりそういうことであると思うんですが、やっぱりこういうふうな空気と環境が良いところに施設をつくりますと、そちらのほうについついね、やっぱり高齢者の方たちは来られます。そういう際において、ぜんぜん住居の形跡もない人が生活の形跡もない人が、突然ここの施設に住民票を移されて、えっといってこちらのほうから、そういう施設の措置代を支払うというのは、ちょっとやっぱり財政的にもこっちが裕福ならそれでいいんですが、大変厳しいものがありますから、そういう法律の改正はよかったんじゃないかなと思うんですが、ただ、やはりその中においても、先ほど私がいちばん最初早合点的に申し上げましたけれども、要するに都会で生活をされてて、そして、こちらのほうの田舎のほうに住居を移されて、ゆっくり余生を過ごされて、そして、老人ホーム、または医療施設に入られたというときについては、あくまでもこれは高森町に住居があって施設に入られるわけだから、高森町がその分はみていかなければならないわけですよね。

ですから、一番働いていた時期の方たち、その地域はよかったと思うんだけども、やっぱり高森町については、ちょっと厳しいですね、変わっていくにしろ。

ですから、今後課長さんのほうにお願いなんですが、そういう会議があったときに、おそらく県のほうでも話し合いがあると思います。そういうことについてもあるんですよということを提案していただくようにお願いをしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（立山広滋君）　ほかございませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第１７号、高森町後期高齢医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第１８号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

議案第１８号についても、担当係長から説明させていただきます。

○介護保険係長（二子石　誠君）　介護保険係　二子石です。

では、私のほうから説明をさせていただきます。説明のほうは新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと思います。

今回の改正は介護保険料の改正に伴う条例の改正でございます。

まず、第２条の第１項中で、平成２７年度から平成２９年度までというのを今回平成３０年度から平成３２年度までに改正しております。

続きまして、１号から９号までですね、これは保険料額を各段階ごとの金額に改正をしております。この保険料の金額につきましては、全員協議会の中でもお話をしました額に今回変更をしております。

続きまして、第２項につきましては、これは低所得者の保険料の軽減にかかる分の保険料の改正をしております。

今回は、第１項第１号の第１段階の方の軽減に対しての金額を３万９，４２０円というふうに改正をしております。

以上、説明を終わります。

○委員長（立山広滋君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。どうぞ。

○委員（佐伯金也君）　佐伯です。

担当の方にお伺いいたします。こういうふうにして、第２項のほうに減免の特例がございますが、低所得者の所得金がですね。これが年間の総所得ですね、要するに給与所得、若い人と同居している場合、その人の所得が大きい場合、その

人の扶養になっていたら、結果的には通常のこの金額でいけば、こういうふうな特例は受けられないということでしょうか。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○介護保険係長（二子石　誠君）　介護保険係　二子石です。

今、委員がおっしゃられたとおり、同居世帯の若い人の扶養とかに入られている場合で、その方が課税をされていた場合は、世帯の課税状況でみますので、段階的には、例えば自分１人だったら１段階なのに、家族で課税されている方がいるということで、その場合は４段階に上がりますので、４段階の方になると、この保険料の軽減の対象とはなりません。対象となるのは、今では第１段階だけの方というふうになっております。

○委員長（立山広滋君）　はい。

○委員（佐伯金也君）　佐伯です。

問題はですね、本来介護保険でもいっているように、やっぱり在宅介護を推進していくんですよね、施設介護でいくと町的には介護保険、要するに介護報酬等が出てきますから、こういう形で介護保険料を上げていかなければならないんですが、こういう保険料のもらう分をそういうふうになっていくと、逆にお年寄りがお年寄りだけを家に住ませて若いもんは別に出ていくということになるんですね。別世帯なら問題ない、別世帯なら老人夫婦世帯とか独居老人世帯で、ある一定額の所得しかないから、おそらくこれに該当してくる方たちが多数出てくると思うんですが、安い年金ですからね、ある程度の年金額でも。

ただ、若い者と一緒に同居、要するに自分たちの子どもと同居することによって介護保険料が上がるわけですよ、これでいけば。これ抜け道は、合算申告しないで別申告されるような方法をとるということ、ということは、親子別所帯になりなさいということなんですよ、これでは。ですから、そうなってくると、何か介護保険の制度みたいな話だけん、あなたたちに言っても仕方ないんだけども、やはりそういうことが出てくると私は思います、今後。お年寄りを夫婦だけ、町営住宅に申請をしたり、若い者が町営住宅に出ていったりということが出てくると思います。それは、やっぱり「やさしいまちづくり」からすれば逆行しますから、その点については、どうにか御指導じゃないんだけども、納得していただけるように、これは頭を下げて皆さんたちに分かってもらうようにしていかざるをえんのだろうなと思いますので、今日も先ほど佐伯課長のほうにも言いましたけれども、阿南課長のところの職員さんたちは、いつもにこやかで大変住民の方からの反応もいいようでありますけれども、特に住民と接する場合においての対応は不快感を持っていただかないような教育をしていただきたいと思います。そう

いうことです。

○委員長（立山広滋君）　ほか、ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第１８号、高森町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

お諮りします。１時から再開しようと思いますけれども、よろしいですか。

［「はい」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　では、しばらく休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○委員長（立山広滋君）　それでは、委員会を再開します。

議案第２０号、平成２９年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

予算説明は、ページの順を追って説明をしてください。

それでは、健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

補正予算書のページで、主なものを担当係長より説明させていただきます。

よろしくお願いします。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　国民健康保険係長　津留です。

予算書の１３ページをお開きください。

１４款国庫支出金の１項国庫負担金、民生費国庫負担金の中の４節保険基盤安定負担金を確定額に伴い調整をする補正をあげております。

続きまして、１４ページをお開きください。

１４ページの１５款県支出金の中の２節保険基盤安定負担金です。これも額の確定に伴う増減補正を行っております。

○課長補佐兼健康推進係長（野中裕美子君）　健康推進係　野中です。

１５ページをお願いします。１５款県支出金の４目衛生費県補助金、２節の乳幼児医療費補助金、これを補助金確定額に伴い増額しております。

歳入は以上です。

○介護保険係長（二子石　誠君）　介護保険係　二子石です。

続きまして、歳出のほうに移ります。

ページ数が２６ページを御覧ください。

３款民生費の４目老人福祉費、ここの１３節委託料から２０節の補助金までですね、御覧のとおり見込み減少によりまして減額しております。特に大きいものが１９節の負担補助及び交付金、こちらのほうは高齢者安心生活支援事業補助金ということで、介護の初任者研修の費用の一部負担分です。この分を減少しております。

続きまして、扶助費のほうが、これは養護老人ホームの入居者の措置費でございます。退所された方が２名、あと亡くなられた方が２名ということで、減額が大きくなっております。

続きまして、２７ページを御覧ください。

５目の介護保険事業費、こちらの２８節繰出金でございます。こちらを１４２万６，０００円減額しておりますが、この主なものとしましては、認定調査員の報酬ですね、認定調査員の方が１人途中で出産のため辞められましたので、その分を減額しております。

以上です。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　国民健康保険係長　津留です。

同じく２７ページ、７目と８目、後期高齢者医療費事業費と国民健康保険事業費の繰出金と共済費をそれぞれ額の確定に伴う増減補正をあげております。

以上です。

○課長補佐兼健康推進係長（野中裕美子君）　健康推進係　野中です。

２９ページをお願いします。４款衛生費です。

主なものとしまして、３目健康増進費の委託料として減額しております。

それから、３０ページをお願いします。

５目、母子保健費です。委託料として妊婦健診、それから子ども医療費等で減額しております。それから、２０節扶助費、こちらは子ども医療費の助成が膨らんでおりましたので、増額させていただいております。

それから、ふるさと納税のコウノトリ支援金も見込みにより減額しております。

以上です。

○委員長（立山広滋君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑

はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第２０号、平成２９年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第２１号、平成２９年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

議案第２１号、平成２９年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、担当係長より説明させていただきます。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　国民健康保険係長　津留です。

国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について説明させていただきます。

概要につきましては、本会議におきまして阿南課長より説明がございましたので、詳細につきましては、説明を省かせていただきまして、大まかな部分を説明させていただきます。

まず、１ページ目を御覧いただきまして、歳入歳出補正を歳入歳出それぞれ５，６５５万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１２億８，８３６万７，０００円としております。

その内容につきましては、６ページから歳入の詳細を掲載しております。

保険税につきましては、現年度分を一般被保険者分を９４％の徴収率を見込んでおります。退職分につきましては、９０％を見込んでおります。

それぞれ滞納繰り越し分については、１４％のところで算出しております。

その他の増減補正につきましては、確定見込み額に合わせた増減の補正を行っております。歳入については以上です。

１０ページを御覧ください。

歳出の詳細になります。この歳出につきましても全体的に不用額を減額する補正を行っております。その中でも保険給付費、２款１０ページの２款の保険給付

費と、１１ページ、同じく２款、３目一般保険者療養費、その二つにつきましては、若干今年度予算の不足が見込まれますので、増額の補正を計上しております。

歳出予算の補正の説明につきましては、以上になります。

ただし、現時点で国保特会の収支はとれております、現段階で。収入の一部の調整交付金、県からの調整交付金という部分がまだ確定がしておりません。申請もこれからになります。その部分が当初予算の見込み額よりも、低い金額で決定がなされた場合に今予備費として、２，７００万ほど余裕があるところになっておりますが、その範囲内で差が収まれば平成２９年度は収支黒字ということでなりますが、仮に予備費以上の差額が出てきてしまいますと、歳入予算が不足するということになりますので、その際には法定外繰り入れをしなければならないということになります。それが判明するのが、今月の中旬以降になります。その際には、また議案のほうで提案をいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（立山広滋君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第２１号、平成２９年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第２２号、平成２９年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

議案第２２号、平成２９年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきましては、担当係長より説明させていただきます。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　国民健康保険係長　津留です。

平成２９年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）です。１ページ目をお開きください。

歳入歳出それぞれ５９７万６，０００円を減額し、歳入歳出の総額を９，３１７万７，０００円とする補正を計上しております。

中身につきましては、６ページを御覧ください。６ページが歳入の補正となっております。こちらの保険料の見込みと、その他の収入の確定見込みに合わせました増減の補正を出しております。

後期高齢保険料は、基本的に年金からの天引きになりますので、ほとんど１００％の歳入となっております。納付書で払う方の一部について、１００％取れない場合もありますので、今年は９８．６％で見込んでおります。

続きまして、８ページを御覧ください。こちらが歳出になります。歳出の補正は、これもすべて不用額を減額する補正を計上しております。

説明は以上です。

○委員長（立山広滋君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第２２号、平成２９年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第２３号、平成２９年度高森町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

議案第２３号、平成２９年度高森町介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、担当係長より説明させていただきます。

○介護保険係長（二子石　誠君）　介護保険係　二子石です。

まず、１ページを御覧ください。

今回の補正予算（第３号）では、歳入歳出で２５７万５，０００円を追加して、総額を９億８，５２１万９，０００円とするものでございます。

続きまして、４ページを御覧ください。

４ページは債務負担行為の補正でございます。これは平成３０年度４月１日から開始する委託事業等についての債務負担行為を計上しております。

続きまして、７ページを御覧ください。

歳入でございます。まず、いったん保険料の１目の第１号被保険者保険料で、滞納繰り越し分につきまして、５３万円追加で計上しております。これは収入の見込みが増えるための増加でございます。

続きまして、３款国庫支出金の１目調整交付金でございます。これは調整交付金の内示がきましたことにあわせまして増減を行っております。３２１万９，０００円増減しております。

続きまして、８ページを御覧ください。

５款の県支出金の１目介護保険給付金でございます。

こちらは、平成２８年度の介護給付費の再確定に伴う増ということで、２５万９，０００円を計上しております。

続きまして、９ページ、繰入金でございます。その他一般会計繰入金で１４０万６，０００円減額しておりますが、これは主なものは認定調査員等の報酬の減額でございます。

続きまして、１０ページを御覧ください。

歳出でございます。２款の総務費で認定調査審査会費の中で、これは先ほど言いました認定調査員の報酬の減額を計上しております。

続きまして、１１ページ、２款の保険給付費の中で高額医療合算介護サービス等費と、その下の特定入所者介護サービス等費につきましては、見込みが多くなると予想することにより、それぞれ５０万ずつ追加で計上しております。

以上、説明を終わります。

○委員長（立山広滋君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第２３号、平成２９年度高森町介護保険特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決

定しました。

議案第２７号、平成３０年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

経常経費や継続事業についての説明は省き、新規事業や特に説明が必要と思われる事業のみの説明とします。

それでは、健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

それでは、一般会計予算書のページに添って担当係長より説明させていただきます。

○委員長（立山広滋君）　はい、どうぞ。

○委員（佐伯金也君）　係長の説明が始まります前に、各委員さんにお願いをしたいと思うんですが、お諮りしたいと思うんですが、提案説明の中で課長のほうからいろいろあっております。説明がなされておりますので、説明があった分については、重複して説明はしていただかなくても結構であります。

そして、国庫支出金、県支出金については、これは国・県から頂くものでありますので、それに絡む事業についても、できれば歳出のほうでどうでも説明をしなければならないということであれば説明をしていただくということで、あと、ふるさと納税事業で使う部分について、どうでも説明をしなければならないと言われれば、それも説明をしていただきます。

あと議員のほうから質問をしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（立山広滋君）　はい、どうぞ。

○介護保険係長（二子石　誠君）　介護保険係　二子石です。

まず８ページを御覧ください。

債務負担行為でございます。こちらのほうは地域おこし協力隊のパソコンと車輌の債務負担行為を平成３１年から平成３２年度を計上しております。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　国民健康保険係長　津留です。

１９ページをお開きください。

こちらの１４款の国庫支出金と、ちょっとページ飛びますが２１ページの１５款保険基盤安定負担金、いずれも国・県からの国庫支出金、県支出金、例年とほぼ同様の額を保険税の軽減分として歳入を計上しております。

国保は以上です。

○課長補佐兼健康推進係長（野中裕美子君）　健康推進係　野中です。

健康推進係におきましても、歳入については、前年と同じようなことになっておりますので、省略させていただきます。

○介護保険係長（二子石　誠君）　介護保険係　二子石です。

介護保険のほうの歳入につきましても例年と変わりませんので、省略させていただきます。

○介護保険係長（二子石　誠君）　介護保険係　二子石です。

歳出のほうで６４ページを御覧ください。

３款民生費の４目老人福祉費につきまして、今年度新たに計上しておりますのが、地域おこし協力隊の報酬関係、また、それに付随する居住費の借上料や車輌、パソコンリース料についてを計上しております。

そのほかの経費につきましては、例年と同じような状況になっております。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　国民健康保険係長　津留です。

６７ページをお開きください。

６目、７目に後期高齢医療事業費と国民健康保険事業費を計上しております。この一般会計支出は、いずれも特会への繰入金が主なものとなっております。

項目につきましては、ほぼ例年どおりですが、一部職員の給与も平成３０年度からは一般会計から繰り出して国保の特会の中でみるという方針になりましたので、その分が昨年とは異なっているところで新たな計上となっております。

それ以外につきましては、ほぼ例年と同様の内容となっております。

以上です。

○課長補佐兼健康推進係長（野中裕美子君）　健康推進係　野中です。

７７ページからお願いします。

１９目負担金補助金及び交付金の中で、病院群輪番制病院運営事業、７８ページに移りますが、これが３０年度から西原村が熊本中央区に移るために阿蘇郡内の負担割合が少し高くなっておりますので、計上しております。

８１ページです。健康増進事業の中で、２０節扶助費の中で健診に関しまして、子宮がん検診は昨年同様ですが、乳がん検診に関しまして、マンモのクーポン対象になられる方の分を扶助費として新たに計上しました。

それから、８２ページです。８２ページの２０節扶助費、この中にふるさと納税活用事業として、コウノトリ支援事業がありますが、今までは第１子のみへの助成になっておりましたが、平成３０年度からは第２子以降も適用するということで、計上しております。ほかに関しましては、例年と変更はありません。

以上です。

○委員長（立山広滋君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、どうぞ。

○委員（興梠壽一君）　興梠です。

地域おこし協力隊については、一般質問でも入っておりますけれども、各課でおのおの地域おこし協力隊を入れるということにしてありますが、おのおの４００万を限度で個人差があるのかな、なんか限度額が違うのか、交付税の額が違うのは何が原因するのか。

それと車のリースについて、１台７６万になるのかな、その分の車はどのようなものを完備されるのか、簡単に説明をお願いします。

○介護保険係長（二子石　誠君）　介護保険係　二子石です。

地域おこし協力隊の各課によって若干違うというのは、ちょっと若干詳しくはあれなんですけど、たぶん消耗品とか、そういうので若干ずれがあるのかなと。

報酬ですか、すみません。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

たぶん募集要項には１９万ですかね、基本的に報酬は一緒だったと思います。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○委員（興梠壽一君）　興梠です。

まちづくりプロジェクト関係は、上限４００万を国でやって、介護予防では２名分で７５０万、３００万ちょっとが、この差というのは何かなということです。

○委員（佐伯金也君）　これ、１人頭１９万だったか。

○委員（本田生一君）　１９万。

○委員（佐伯金也君）　１９万の報酬で、それに社会保険、厚生年金、それぞれの諸費用が入ってくるけん、独身者であるか、既婚者によるかで違ってくるわけだろ、要するに社会保険については、扶養が多ければ、その分多くなってくるしという感じじゃなかろうか。その額で違ってくっとじゃない。住居費が違うとは、おそらく住む所の値段だろ。

○委員（興梠壽一君）　今は、募集かけてる段階だけん、そういうのはまだはっきりせんと思うたいね。だけんが、上限なら上限４００万てするのかなと思ったら、どう見てもみんな違うけんが、何かあるのかなと。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

こちらのほうに４０ですかね、１人当たり４００万てあるけんですね、そこのとろはちょっと調べさせていただけますか。

○介護保険係長（二子石　誠君）　二子石です。

今、見られているこのことはですね、ここで上と鉄道と南鉄と介護では開きがありますが、おそらく車輌のリースについて、介護の場合がですね、一応１年目は１台で考えておりますので、１台分の経費を計上していると思います。

南鉄の場合は、たぶん１人につき１台というような形で車輌のリースとかされ

ていると思いますので。

○委員（興梠壽一君）　それも含んだところで。

○介護保険係長（二子石　誠君）　そうです。この事業費は報酬だけじゃなくてですね、実際地域おこし協力隊員にかかる経費を全部含めたところで１人当たり上限が４００万というふうになってますんで、そこで若干差が出てきているのではないかと思います。

○委員（佐伯金也君）　差がそれぞれ違うというわけね。

○介護保険係長（二子石　誠君）　そうですね。

○委員（佐伯金也君）　それに地域おこし協力隊１人にかかる経費も含めたところのその事業は、通常４００万まで見て、オーバーした分については国保で後からみるけれども、一般財源ほうからみときなさいよでしょう、これは。だけん、そういうふうにして経費のかからんところの地域おこし協力隊のところは、それなりに安いけれども、いろんな活動費、要するに介護保険なんかのところは、地域を回っていくけん、車がどうしたっちゃ１台必要、あとはパソコンとかタブレットも必要、そういうことも含めてすべての経費ば含んだところで４００万の範囲内で収まらんところが出てくるわけで、金額それぞれ違うというわけたいね。

○介護保険係長（二子石　誠君）　そうですね。

○委員（興梠壽一君）　分かりました。先ほどの車輌は、どんなのが。

○介護保険係長（二子石　誠君）　介護保険係　二子石です。

車輌は、軽のバンですね。地積調査で利用しているような車で、それで一応リースですが、高森町の環境からスタッドレスは必ず付けとってくれということと、保険も全部リースの中に含めてから見積もりを取ってくれということで財政のほうからありましたので。

○委員（興梠壽一君）　地域おこし協力隊て横に入れたらいかんとね。

○介護保険係長（二子石　誠君）　それを入れるとしたら、マグネットか何かではりつけるのかなと思います。

○委員（本田生一君）　可能性はあるね、そういう地域おこし協力隊の隊員やら可能性があるね。

○介護保険係長（二子石　誠君）　介護保険係　二子石です。

今、募集をかけておりまして、１名ですね、今、面接まで終わっております。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○委員（本田生一君）　本田ですが、今すいませんでした。他の課の中の地域おこし協力隊も募集はかけてるけど、実際はあんまりいないというようなことで、この課の場合は１人そういう方がおられるならね、非常にいいことかなと思います。

それと別なことになりますけれども、８２ページの４款衛生費の中の２節の扶助費、これは勉強不足でお伺いしますが、高森町コウノトリの支援事業助成金１００万円組んでございますが、今までは第１子だけだったというようなことでありますけれども、今回からは第２子以降もというようなことでございますけれども、ちょっとこの中身につきまして、ちょっとお伺いしたいと思います。

○課長補佐兼健康推進係長（野中裕美子君）　コウノトリ支援事業、不妊と不育、妊娠はするけれども、うまく妊娠中が育たないというものに対する治療に対する助成金であります。

それで、婚姻後１年経過しても妊娠しないという方を対象として、その不妊治療にかかった費用を上限２０万円で助成するものでした。第１子のみというふうな条件を付けておりましたが、やっぱり子どもは１人よりも２人、もしくは３人と欲しいという方もいらっしゃるんじゃないかなと思いまして、第１子に限らず第２子以降も助成してはいかがかということであげております。金額に関しては、平成２８年度から始めましたが、平成２８年度が１件、平成２９年度が今のところ２件の申請があっておりますので、大枠の金額は同じとして対象枠を広げたというところになります。

○委員（本田生一君）　はい、分かりました。

○委員長（立山広滋君）　よろしいですか。

○委員（本田生一君）　はい。

○委員長（立山広滋君）　ほか。はい、どうぞ。

○委員（牛嶋津世志君）　１番、牛嶋です。

さっきリースの件で各課でリースを調整しよるとか、町の全部で何台かのリースを計画してるのか、ちょっとそこが分からない。

○介護保険係長（二子石　誠君）　介護保険係　二子石です。

車輌のリースにつきましては、各課ごとにしております。

○委員長（立山広滋君）　よろしいですか。

○委員（牛嶋津世志君）　はい。

○委員長（立山広滋君）　ほかにございませんか。どうぞ。

○委員（佐伯金也君）　佐伯です。

前回、教育委員会のときに働き方改革のあれがあって、特に、この課については町民の方が相手です。担当係の方たちが住民の方たちと特に接していくわけなんですが、今回は、特に今年度介護保険料も上がれば、国民健康保険料も上がっていくところで、それを担当する課でございます。

いかに対応を相手の気持ちを和らげて理解いただくかという活動も一緒にして

いかなければならないんですが、そうなるとね、結構時間外が出てくるんじゃないかなと思うんです、職員の方たちのね。タイムカードをつけておられると思うんだけども、現在時間外というのは、やっぱりかなり出ている状況なんでしょうかね。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

最近はですね、今までの風潮は付けなかったことが多かったんですけども、やはり、今は公務員の給料等も厳しくなってきて、ぜんぜん給料が安くなってきておりますので、平成２７年、２８年頃からですね、やはり総務課のほうで残業手当というのも予算化して対応されてます。私たちのところも当然仕事関係で遅くなったとか、残業とかある場合につきましては、基本的には担当係長で判断して、担当係長のところで、これは超勤手当じゃないばってん、時間外が必要というものにつきまして、あがったことにつきましては、私どもで認めて印鑑を押してするような形は、うちの課ではとっております。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○委員（佐伯金也君）　佐伯です。

やっぱり相手、お年寄りの方にしろ、指導していく際において、昼間お年寄りは一日中家におられる方も多いと思うんですだけども、病院のほうに行かれる方も多いということで、なかなか時間のすり合わせが難しいと思うんですよね。役場の業務に合わせて８時半から５時までの間に指導しますといって、相手がいらっしゃれば、それはそれでクリアできるんだと思うんですよ、一日の予定はね。ただ、いらっしゃらないときに再度出掛けて行って指導しなければならないということがあるんですよね。ですから、その際において、やっぱり時間外が若干増えるねという気持ちはあるんですが、ただ、今後働き方改革の中で、考えていかなければならないことは、その課その課によっては、やっぱり自由な出勤体制、要するに勤務時間、１日の勤務時間は８時間と考えて、じゃあ夜のほうにやっぱり指導が偏る方についてはね、１０時ぐらいから出勤してきて、７時か８時までいらっしゃるとか、それか午前中少し早めに来て、４時ぐらいに早めに上がるとか、そういうことも今後考えられていかなければいけないのかなというふうに思っておるんですが、その辺について課内のほうで、いろいろそれぞれ家庭を持たれる職員の方たちがいらっしゃいますから、希望等もあると思うんですが、そういう声はあがりませんか。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

まだ、そういう出勤時間自由という形のあれまでは、今は職員間ではあってな

いと思います。ただ、そうなれば本課のみならず全庁的な対応でですね、総務課サイドで職員の調査をしていただいて協議すべきかなとは思っております。今のところは、そういう話はあっております。

○委員（佐伯金也君）　佐伯です。

以前、私がＪＡに勤めておったときにはね、私が個人的になんですけれども、自分解釈でそういうふうにさせていただいとった例がございます。夜に非常に多く出ていくと、要するに事故処理だったんですが、事故処理の際には職場に出ていけないもんですから、夜に相手の自宅のほうに出ていきます。そういうわけで、市内のほうだったりすると、やっぱり６時ぐらいに相手のところに訪問するわけで、高森に帰ってくるときには、９時だ、１０時だということで、やはり昼から出勤してということもありました。興梠委員も当時共済の担当されてたから、そういうことを経験されておると思いますが、やっぱり今後においては指導を受ける側の住民の方たちの時間に合わせて、いかに役場の職員方たちが対応をできるかということを考えていかなければなりませんので、総務課の指導もあるとは思うんですが、やっぱり課内で十分協議をしていただいて、今回はいろんな保険料が上がってまいります。住民の方たちの不満もおそらく出てくると思いますから、十分対応できるように課内の調整、会議等を密にしていただいて、そういうことも踏まえて今後についての備えを課の中でしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（立山広滋君）　ほかはございませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第２７号、平成３０年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第２８号、平成３０年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

議案第２８号、平成３０年度高森町国民健康保険特別会計予算につきましては、担当係長より説明させていただきます。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　国民健康保険係長　津留です。

平成３０年度の国保特会について、説明させていただきます。

まず、歳入７ページをお開きください。

こちらの歳入の保険税の説明にあたりましてですね、一つ配付したい資料がございますが、委員長、配付してもよろしいでしょうか。

○委員長（立山広滋君）　はい、どうぞ。

［資料配付］

○国民健康保険係長（津留大輔君）　ただいま配付しました資料は、前回全員協議会でお集まりいただいたときに話した内容を受けて、その後、運営協議会を開催しております、２月１４日に。それを受けて、町長へ答申したものになります。こちらにありますとおり、運営協議会の答申結果として、国民健康保険税の値上げについては、現行の保険税率等を据え置くことは好ましくない。

したがって、保険税の値上げもやむを得ない。だが、急激な値上げを抑える目的としての一般会計からの繰り入れが可能であるならば考慮してほしいといったような答申内容となっております。この答申を町長にしております。

私たちの事務レベルにおきましては、この答申の結果を踏まえまして、現行の保険税率を据え置くことは好ましくないと、したがって保険税の値上げもやむを得ないということで、前回全員協議会で説明をしましたとおりの県の示した保険税率に改正するという前提での予算計上をしております。

急激な値上げを抑える目的としての一般会計からの繰り入れが可能であるならば考慮してほしいという部分につきましては、町の財政担当、総務課のほうとの協議をいたしましたが、一般会計のほうも余裕がないということで見送っております。

私たちの国保担当課としても、できるならば県の示すとおりの値上げをしたいという部分で事務レベルでの協議を済ませております。それを前提に説明をさせていただきます。

まず、歳入の１目、１款国民健康保険税です。こちらは、以前から説明していますとおりの県の試算による保険税をそのままこちらの予算のほうに反映させております。この金額には、収納率も反映させておりますので、この金額を歳入として計上しております。通常の保険税の収入率とは、それほど大差ない９４％程度の収納率をみております。

続きまして、８ページ、９ページをお開きください。

県への責任主体移行に伴いまして、国保特会の予算の科目のつくりも大幅に変更されております。その中で４款使用料及び手数料、これは変わりがありません。次の県支出金、こちらは若干の変更がありまして、県補助金の中に保険給付費等交付金の節、１節が普通交付金、２節が特別交付金となっております。１節の普通交付金の７億２，４２４万３，０００円、保険給付費とあります。これは県からの交付金です。来年度以降は町が払う保険給付費は、すべて県がみてくれますので、お金が県からそのままきます。これをそのまま払うということになりますので、それの受入金になります。

次の２節の特別交付金を計上しておりますが、これは保険者努力支援分ということで、これは町が行う特定健診や税の収納率に応じて成績がつきます。その成績に応じて県が各市町村に配分する特別な交付金です。これを３，０００万強計上しております。これは努力支援ということで、やればやるほど増えてきますので、これ以上入るかもしれないしですね、減るかもしれないというところで計上しております。

続きまして、９ページは６款県支出金、これは基金交付金ということで、仮に町の財政が災害等で国保収入が大幅に減ったとか、そういったときに県が一時的にお金を貸し付けるというような制度がありますので、そういった場合の存目として設置しております。

次は、利子の配当金になります。存目でつくっております。

１０款繰入金、他会計繰入金になります。これは一般会計からの繰入金を受け入れるための収入科目になります。この中で５節の財政安定化支援事業繰入金１，７００万円ということで、法定内繰入金を計上しております。これは法に基づいた繰入金になりますので、毎年度行っている部分になります。法定外繰入金は、平成３０年度は当初予算には計上しておりません。

次の１０ページを御覧ください。

１０ページは、繰入金の続きで事務費の繰入金になります。

それから、１０ページから１１ページにかけましては、例年どおり繰越金や諸収入、延滞金収入、利息収入、第三者納付金収入など、例年どおりの予算計上をいたしております。

最後の１２ページ、１３ページは、今年から廃款になった款が、それぞれ掲載してあります。

歳入につきましては、以上です。

１４ページを御覧ください。１４ページからは歳出になります。

歳出の中身も款項目節の科目の構成は、変更しておりますが、中身につきましては、１款総務費、これはほぼ例年と変わりません。

次の１６ページを御覧ください。

２款の保険給付費がありますが、これが１、２款、１項、１目、一般被保険者療養給付費６億円で、これは例年並みの６億円ということで計上していますが、次の２目の退職被保険者療養給付費は、退職被保険者数が年々減っております。これは、これ以上増えることがなくて減っていく一方ですので、金額も前年の半分としております。

続きまして、１７ページの保険給付費、高額療養費を御覧ください。

こちらも例年並みで計上いたしております。

次の１８ページ、１９ページをお開きください。

例年と変わったところは、３款になります。国民健康保険事業費納付金、これが町から県のほうに納める納付金となります。税収などで集めたお金を県のほうに支出をするための予算計上をしております。平成３０年度からは、すべてこのような形で県へ納付金を納付することになります。

１９ページの一番下の４款共同事業拠出金とありますが、これは国保連合会が行っていた共同事業が今年度限りで終わりましたので、平成３０年度は予算の計上は存目で１，０００円のみとしております。

次のページをお開きください。

２０ページは保健事業費を主に掲載しております。

保健事業費のうちの１項保健事業費、これは例年とほぼ同じ予算計上です。

国保優良家庭記念品代やスポーツ大会助成、あんま施術の助成金などです。

次の２項特定健康診査事業費です。こちらの中で平成３０年度から新たに行うこととしまして、７節賃金の中に特定健診受診勧奨臨時職員賃金を１１８万円計上しております。これは１名、特定健診の受診勧奨の仕事をしていただく方を１０カ月間計画しております。そのための予算を計上しております。これは補助対象となります。

２１ページを御覧ください。同じく特定健康診査事業費の２０節扶助費に２００万円、人間ドック助成費を計上しております。こちらのかねてからの要望の高かった国保ドックを復活させるための予算になります。これは人間ドックの対象、どなたが受けられるかという対象につきましては、今後の検討課題としておりますので、予算が成立しましたら、その辺の計画も立てる予定になっております。この人間ドックにつきましても実施することで、先ほどの県の保険者努力支援制度の一つの要素にもなっておりますので、ぜひとも実施をしたいと考えておりま

す。それ以降の予算につきましては、保険料の還付金等の存目として予算を計上いたしております。

以上になります。

○委員長（立山広滋君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。どうぞ。

○委員（興梠壽一君）　興梠です。

始まる前にもちょっとお伺いしましたけれども、歳入、保険税１億８，６９４万１，０００円、収入済み９４％としてあります。このうちから歳出で県に納付金１億８，７４４万２，０００円を県にまず納めるというようなことで理解していいんですかね。

○委員長（立山広滋君）　はい、どうぞ。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　国民健康保険係長　津留です。

県に納付金する総額イコール保険税収入ではなくて、保健税収入が県に納める納付金の一部という形になります。

この保険税収入額は、なぜこの金額なのかということになりますが、国保歳入自体がいろいろな公費が入ります。県・国の交付金関係があります。それでも足りない部分を国保税として取ることになります。ですので、今回の１億８，０００万というのは、イコール納付金ではなく、納付金に充てる、全額納付金という意味合いにはなります。納付金の一部として税金を取っているという考え方になります。

以上ですが、よろしいですか。

○委員（興梠壽一君）　非常に難しくてわからんばってんが。興梠です。

単純に見た目で、もうここでマイナスになってますよね。１億８，６００万取って、１億８，７００万出さにゃんということでしょう。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　医療給付費ですか。

○委員（佐伯金也君）　１８ページの一般被保険者医療給付費の負担金補助及び交付金で納付金が１億８，７４４万２，０００円、これで一般被保険者国民健康保険税は１億８，６９４万１，０００円しか計上してないけん、実際トータルでいくんだったらならマイナスですねという話です。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　国民健康保険係長　津留です。

歳出のその分につきまして、歳入は税だけではなく、国からの調整交付金のほうがウエイトが大きいです。あくまでも税金は歳入の一部という考え方をしていただいて、歳入総額幾らに対してのこの支出になりますので、税収が直接この医療給付費分に充てているわけではないです。全体まとめた歳入予算の中から、こ

の県納付金を出しておりますので。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○委員（興梠壽一君）　興梠です。

それから、現在までの滞納がかなりあるわけですね、この滞納についての今後の取り扱いと、県に移管した後の滞納分の取り扱い、取り扱いというか管理の方法あたりは、どうなるのか。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

先ほどのもう一つが１８ページの納付金につきましては、一応９月、１２月、３月の年に３回に分けて県のほうに納付するようになっております。先ほどの納付金ですね。

それと滞納の件ですけれども、かなりの滞納金があります。今度の機構改革で収納部分については、税務課のほうに収納対策係という形で新係ができるようになっております。ですが、それは４月以降ですので、今のところにつきましては、まず滞納がありますところの滞納の内容の整理をする必要があるかないかということで、管理担当の部局では整備したところでございます。

当然、徴収部門が移りましても、協力して今まで同様担当係としても、プロジェクトチームで携わっていくような形にはしております。

○委員（興梠壽一君）　県は、保険税の収納率というのは、大体県はどのぐらいみているのか、町では９５％で予算を立てているということですが、要するに１００％取って、県が１００％納めるというのが一般的だろうばってんが、それは不可能ですので、県はどのぐらいの収納率を見ているのかなと。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　国民健康保険係長　津留です。

先ほど配付いたしました資料の一番最後の資料を御覧いただきたいと思います。これが県が示した保険税率を基に歳入総額を決めた資料になります。この中で収納率、上の①の県が示した保険税率で記載しています収納率９４．６２％、医療分と支援金分がですね。介護分が９３．８５％、これが県が想定している高森町の収納率です。これを受けて、その辺数字も掛けたところでの高森町の歳入予算として提案をしています。

それと、先ほどの興梠委員さんから言われた話の保険税収入と納付金の開きがあるという部分についても、一つ付け加えをしますと、保険税の軽減制度というのがあります、低所得者に対する。その分が県からお金が入ってきます。それをプラスすると納付金の額と大体イコールになります。その辺が差額が出ているところです。

以上です。

○委員（興梠壽一君）　県も９６．６２、町も９４で同額で見込みをしているということですかね。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　はい。

○委員（興梠壽一君）　もしですね、先ほどちょっと話したばってんが、町のほうの収納率が急激に落ちたというときに、県がこしこ納めなさいというてきたときには、どのような対処、処置するのか。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　国民健康保険係長　津留です。

国保財政が赤字だったと、保険税収入などがよそよりも低くて収入が足りなくなってしまった場合は、その補填として県からの借り入れ制度があります。赤字になる市町村は、それを利用しなさいというような内容になっております。そして、翌年度の保険税に上乗せと。

以上です。

○委員長（立山広滋君）　よろしいですか。

○委員（興梠壽一君）　はい。

○委員長（立山広滋君）　ほかはございませんか。ありませんか。よろしいですか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第２８号、平成３０年度高森町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

お諮りします。休憩したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

［「続けていいじゃないですか」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　続けますか。よろしいですか。

［「はい」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　では続けます。

議案第２９号、平成３０年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

議案第２９号、平成３０年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、担当係長より説明させていただきます。

○国民健康保険係長（津留大輔君）　国民健康保険係長　津留です。

後期高齢者医療特別会計を御覧ください。

歳入歳出予算、後期高齢者医療制度につきましては、例年並みの予算計上を今年度も行っております。

昨年度との大きな違いという部分も、平成３０年度は特にございません。後期高齢者制度につきましては、既に広域化で県下全体で行っている事業になりますので、安定的な運営がなされておりますので、来年度も引き続き同様の予算の組み立てを行っております。

以上になります。

○委員長（立山広滋君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第２９号、平成３０年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第３０号、平成３０年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

議案第３０号、平成３０年度高森町介護保険特別会計予算につきましては、担当係長より説明させていただきます。

○介護保険係長（二子石　誠君）　介護保険係　二子石です。

それでは、平成３０年度の介護保険特別会計予算について、説明させていただきます。

すみません、先にお渡ししておりましたピンクの特別会計介護保険の予算の概要書、主にこちらのほうで説明させていただきたいと思いますが、まずは予算書

の７ページを御覧ください。歳入のほうですね、１款保険料、１目の第一号被保険者の保険料につきましては、全員協議会でもお話しましたとおり、保険料を上げております。その上げた額で算定をしております。

それでは、続きまして概要書の中のほうで説明をさせていただきたいと思います。めくっていただいて２ページですね。介護給付費ということで、その下に予算のページ項目、歳入歳出を書いておりますが、本年度の介護給付費、歳出で全体で９億５，０００万円計上しております。これに対してまして、上の括弧書きですね、負担割合、国、県、町、基金等の負担割合に基づいて、それぞれの負担金を歳入のほうで計上させていただいております。

続きまして、３ページのほうが介護給付費の内訳でございます。こちらは予算書、歳出の１３ページ、１４ページの２款の保険給付費の１項から６項の分でございますが、御覧のとおり、それぞれの項目に対しまして、金額を計上させております。

続きまして、４ページを御覧ください。

次は、地域支援事業費についての予算でございますが、歳入については、ページを書いてあります７、８、９ページのほうでございます。それで、地域支援事業費の平成３０年度全体の事業費としましては、３，８５３万９，０００円計上させていただいております。こちらのほうも、それぞれの国、県、町の負担割合ごとに基づいて歳入のほうを計上させていただいております。

その次の５ページのほうで、この地域支援事業費の歳出の内訳を書いております。これ予算書でいきますと、１５ページから１７ページでございますが、地域支援事業費、主に介護要望に関する事業ですね。それと地域包括支援センターの運営費ということで計上をさせていただいております。

続きまして、６ページを御覧ください。

こちらのほうは、介護認定審査会費ということで、予算書でいきますと、歳入のほうが９ページですね。それと歳出のほうが１２ページというふうになりますが、この主に歳出の事業の内容としましては、介護認定にかかる経費でございます。こちらは認定調査員、一応２名分を計上している分と、主治医のほうに意見書の作成依頼にかかる費用を計上しております。それと阿蘇広域の介護認定審査会にかかる負担金をあわせて計上しております。

続きまして、７ページでございます。

諸支出金、予算書でいきますと１７ページでございます。こちらのほうは第一号被保険者の保険料の還付金で１５２万円、あと償還金ということで、これは平成２９年度に県のほうから財政安定化基金２，０００万円を借り入れを行いますの

で、その償還金ということで、６７０万円を計上しております。

以上、説明を終わります。

○委員長（立山広滋君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんか。はい、どうぞ。

○委員（佐伯金也君）　佐伯です。

介護保険の保険料の値上げについては、十分な今から先、住民の皆さま方への周知が図られるものだと思っておりますが、全員協議会の説明の中でもあったように、やっぱりうちは低所得者の方たちが非常に多いと、自分で仕事されている方たちもまだいらっしゃるんですけどね、しかしながら、やっぱりそういうふうな重税感が社会保障費が上がってきておりますから、今後ですね、やっぱりいろいろと役場のほうに、そういう苦情を言ってこられる方たちがいらっしゃると思うんですね。それに対して対応をね、どうやっていくかだと思うんですが、地域おこし協力隊に対応係を依頼したほうが一番僕はいいんじゃないかなと思うんですが、専門でね、２名入れられるのであればね。担当の職員は、今までどおりいろんな事業に対して戦力を組んでいただいてというのがいいと思うんだけども。課長、どうでしょう。窓口で、おそらくそういうことを言ってこられる方たちが出てくると思うんですが、いちいちね、そちらのほうにおられる職員の方たちが対応して、ガミガミガミガミ怒られて、仕方ないことを怒られるわけなんですが、それに対して対応をね、やっぱりちゃんと、専門家はあんまりだと思うんですけれども、これ何か課内会議はどうしますか。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

苦情対策係という形での対応をするまでは考えていません。

ただですね、今テレビで介護の計算のかたちでは上げてますけども、当然議会が終了するまでは金額は発表できませんでした。ですので、今後議会で介護保険の認定の決をしていただければ、具体的な数字を言うたところでですね、その７，３００円になったというところの周知をしなければならないものと思っております。ＴＰＣでですね。今のところはできませんけれども、基本的には、こんなに介護保険給付費がかかって、こういうシステムで、こういう７，３００円が出ました。ですから、できるだけ介護保険にかからないように介護予防に努めてくださいという形でのテレビは、また流したいと思います。

○委員長（立山広滋君）　どうぞ。

○委員（佐伯金也君）　佐伯です。

現状で、それだけかかるわけよね。

○介護保険係長（二子石　誠君）　はい、そうです。

○委員（佐伯金也君）　今からかからないでといって、お年寄りがなるべく注意してかからなくても、そのままの負担はそのまま継続していくわけです。今入っている方たちが亡くならないかぎりはですね。

今の介護保険料を国が暫定組み直ししようとすれば上がる可能性もある、下がる可能性はそれほどないと思う。どんなに努力しても、こればかりは仕方ないたいからね。どこかでガス抜きをせにゃいかん。納付書がくる、ほとんど方たちは、お年寄りは年金天引きだから、おそらくそういうことに対しての苦情もくる。健康保険税に一緒にくる人たちは、くる人達でまたそれもくる。ＴＰＣである程度報告しても回覧板で流しても、やはりね、回覧板なんちゅうのは見ているようで、そう頭の中を素通りするんですね。実際、納付書がきてから驚くというのが住民の方たちなんですよ。

だから、町役場に来て、いろいろ言っても仕方ないけども、職員に当たるんだと思うんですが、その時にね、私が、ずっと十何年、間はあったけれども、役場の中で見てきたけれども、課長も経験してきたと思う。職員が窓口で住民の方から怒られるときに、昔はね、言うちゃ失礼ばってん、課長さんは横をツーッと抜けていきよらすけんね。そして、帰らした頃に出てきてから「何だったつかい」って聞きおらした方々もいらっしゃった。そういうことも多いったい。

今後ね、やっぱりそういう形で住民の方がおいでになると思うんですよ。今回特に上げ幅が大きいから、やっぱりそれに対しての対応策というのは、納付書をやって啓発をするのは、それはそれで対応策なんだけれども、窓口に来られた場合での対応策というのをちゃんと僕はつくっておくべきだと思うんですが、その点はどうしましょう。

○健康推進課長（阿南一也君）　健康推進課長　阿南です。

それについては、今後ちゃんと係長を含めて対応の仕方については、事前に打ち合わせる必要があるかなと思います。資料を刷っとってですね、こういう形で、こういう形ですと見てですね、言葉だけじゃなくて、資料を作ってこういうことになっていますからという形での対応のマニュアル化というような形をまた協議したいと思います。

○委員（佐伯金也君）　対応のマニュアルは、作っとかないかんですよ。

○委員（本田生一君）　本田ですが、私は先ほどないと言いましたけど、全員協議会の中でも詳しく説明は、私も聞いておりますが、このことにつきましては、私は、やはり佐伯委員も心配いただいておりますが、議会終了後にＴＰＣ等によって、ぴしゃっと周知徹底をして報告をし、住民からいろいろ言われるかもしれません

けれども、当たり前に説明するよりほかないわけですね。私は、それでいいと思います。それは周知徹底して住民の皆さんに理解していただくようにしなくてはならないと思います。金也君が心配しているようになる可能性は、それはあるわけで、本当に。

この前も、いろんな講習を受けましたけれども、今までが今までですから、今までのやつから今回こういうふうになったというようなことをですね、説明しながら、仕方ないですよね、それはもうですね。

○委員（佐伯金也君）　役場に来られた場合が、マニュアルをね、対応のマニュアルは作っとく必要があると思います。

○委員長（立山広滋君）　ほかはありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　討論なしと認め、本案について採決します。

議案第３０号、平成３０年度高森町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、健康推進課に関連する付託案件については終了いたしました。

お疲れでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○委員長（立山広滋君）　日程第２、所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。

閉会中の継続調査については、１．社会福祉と健康に関する事項、２．健康保険税に関する事項、３．保育園に関する事項、４．学校教育及び社会教育の振興に関する事項、以上、４項目を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで、文教厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午後２時１６分